

# 広島県「みんなで減災」 県民総ぐるみ運動

## 行動計画 (第2期)

まずはあなたから。  
あなたの避難がみんなの命を救う!



広島県防災キャラクター「タスケ三兄弟」

令和3年1月

広島県



# あなたの避難がみんなの命を救う！

災害時、避難した人のほとんどが、  
“まわりの人が避難したから”を理由に避難を決めています。  
だからこそ、まずはあなたから、避難を始めてください。  
そして、避難する際には、“早めに避難”できるよう、  
地域で声をかけあってください。



本県は、県土の約7割を山地が占め、土砂災害のおそれのある箇所数にあっては、全国で最も多い、約4万8千箇所にも及び、これまで幾度となく尊い命が失われる大災害に見舞われてきました。

加えて、南海トラフ地震が発生した場合には、県内で1万数千人にのぼる死者が想定されています。

本県では、平成26年8月に発生した広島土砂災害を踏まえ、県民の皆様が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となった「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」を展開してまいりました。

この運動では、「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」の5つを行動目標として取り組むこととし、まずは、県民の皆様は、災害から命を守るために必要な事柄を知っていただくための「知る」取組を集中的に行ってきたところ、「知る」に関わる指標は大きく改善しました。

しかしながら、平成30年7月豪雨災害で、甚大な被害を受けたことを踏まえ、実際の避難行動に繋がる「実践」の取組が、十分ではなかったものと受け止めております。

この平成30年7月豪雨災害を踏まえ、本県では、県民の皆様の早めの避難行動に繋がる要素を導き出すことを目的に、有識者からなる研究チームにおいて、県民の避難行動に関する調査・分析を行った上で、より効果の高い被害防止策を構築し、現在、「ひろしまマイ・タイムライン」や、バーチャルリアリティを活用した教材の制作、自主防災組織による「呼びかけ体制づくり」などに取り組んでいるところです。

行動計画（第2期）では、県民の避難行動に関する調査・分析結果から分かった、より効果の高い被害防止策を盛り込み、県や市町など行政はもとより、県民や自主防災組織、学校、企業・団体等が、それぞれの立場、役割の中で、取り組むべきことを掲げております。

「災害死ゼロ」の実現に向け、あらゆる主体が一層の連携を図り、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」を力強く推進してまいりましょう。

また、災害時、避難した人のほとんどが、「まわりの人が避難したから」を理由に避難を決めています。県民の皆様は、まず御自身から避難を始めてください。

そして、避難する際には、早めに避難できるよう、地域で声をかけあってください。

いつ起こるか分からない災害から命を守るため、県民お一人お一人が、適切な避難行動をとることが、当たり前となる社会をともに目指してまいりましょう。

令和3年1月

広島県知事

湯崎英彦

---

# 目 次

---

## 第1章 総論

1	行動計画の策定に当たって	2
2	基本理念等	7
3	前計画の評価	9
4	計画の基本的な考え方	19
5	推進体制	29
6	進行管理	29

## 第2章 具体的な取組

1	災害から命を守るための行動	32
	(1) 地域において想定される災害の危険性を『知る』	32
	(2) 災害発生の危険性を『察知する』	38
	(3) 自ら判断し災害の種類に応じて適切に『行動する』	44
2	普段から災害に備えるための行動	50
	(4) 災害及び防災について『学ぶ』	50
	(5) 災害に『備える』	57

## ■ 資料編

(1)	行動計画（第2期）策定の経過	64
(2)	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議について	64
(3)	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例	66
(4)	広島県防災対策基本条例	69
(5)	過去の主な災害等	78
(6)	避難行動判定フロー	79
(7)	広島県の防災情報	81
(8)	用語の説明	84

# 第1章 総論

---

# 1 行動計画の策定に当たって

---

## (1) 計画策定の趣旨

本県では、広島県防災対策基本条例を制定し、県民が自らの身は自ら守る「自助」、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、防災対策を推進してきました。

そうした中、平成 26 年 8 月 20 日に広島市において大規模な土砂災害が発生し、77 名もの尊い命が失われる甚大な被害を受けました。

災害による被害をより一層軽減するためには、県が防災・減災対策を強力に推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、「自助」「共助」「公助」が相互に連携し、一体となって取り組む必要があります。

そのため、本県では、広島県防災対策基本条例も踏まえながら、平成 27 年 3 月に、「災害死ゼロ」を新たな目標として掲げた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、「自助」「共助」の視点に特化した具体的な行動規範を定め、県民運動として県民全体で取り組んでいくこととしました。

そして、同年 10 月には県民及び自主防災組織等が、災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、県民総ぐるみ運動の、総合的かつ計画的な推進を図るため、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画を策定しました。

この計画において、「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」の5つを、災害から命を守るために県民の皆様にとっていただきたい行動目標として掲げ、取り組んできたところ、避難場所・避難経路の確認や非常持出品の用意など、「知る」「備える」に関わる防災行動を行っている人の割合は、運動前に比べて大きく改善しました。

しかしながら、平成 30 年 7 月に再び大規模な豪雨災害が発生し、災害関連死も含め、149 名もの命が失われたことを踏まえると、災害が発生する危険が迫った際の早めの避難行動につながる取組は十分ではなかったものと考えております。

このため、避難行動につながる有効な要素を導き出すことを目的に、有識者による県民の避難行動調査・分析を行い、より効果の高い被害防止策の検討と実施に取り組んできました。

この度、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画が令和 2 年度末をもって終了することから、社会情勢の変化や近年の災害の教訓を踏まえ、改定を行いました。

## (2) 計画策定の背景

### ① 広島県の気象条件・地形的条件

本県は北部から西部にかけて中国山地が連なり、南部の海岸は瀬戸内海に面しています。このため気候はおおむね温暖といえますが、気温・降水量ともに南部と北部ではかなりの差異があります。梅雨には西日本付近や日本海南部に前線が停滞しやすくなり、大雨や豪雨によって洪水や土砂災害が発生しています。夏から秋にかけては、大型の台風が接近・上陸して被害が発生することもあります。さらに台風が北上・接近するときに前線が西日本付近に停滞していると、前線の活動が活発となり、大雨による被害が発生することもあります。

また、県土の約 7 割を山地が占める本県の地形は、全般的に急峻な山地が多く、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害が発生するおそれがあるとされる箇所数は、約 4 万 8 千箇所にも上り、全国最多となっています。

こうした地形条件に加えて、本県の地質は、風化が進んだ崩れやすい花崗岩（マサ土）や流紋岩等から構成されており、長雨や集中豪雨がある度に、がけ崩れや、溪流からの多量の土砂流出による土砂災害が発生しています。

さらに、国の地震調査研究推進本部（文部科学省に設置）地震調査委員会が公表している、南海トラフ地震の発生確率は、10 年以内に 30%程度、30 年以内に 70~80%程度、50 年以内に 90%程度もしくはそれ以上となっています（評価時点：令和 2 年 1 月 1 日）。南海トラフ地震が発生した場合、県内においては、地盤が弱いため震度 6 強以上となる地域の割合が 0.8%、平地部を中心に震度 6 弱以上となる地域の割合が 9.8%、さらに南部の大半の地域で、震度 5 強以上となることが見込まれているなど、甚大な被害となることが想定されています。

### ② 本県における近年の主な災害発生状況

本県では近年、下表のような土砂災害、風水害、地震による被害が発生しています。

【図表 近年の主な災害の発生状況】

時期	災害名称	死者(※)	負傷者	全壊家屋数	備考
H30. 7	平成 30 年 7 月豪雨災害	154 人	147 人	1,167	被害は主に土砂災害による
H26. 8	平成 26 年 8 月豪雨災害	77 人	68 人	179	被害は主に土砂災害による
H22. 7	平成 22 年 7 月豪雨災害	5 人	6 人	19	被害は主に土砂災害による
H16. 9	台風第 18 号	5 人	142 人	27	
H13. 3	平成 13 年芸予地震	1 人	193 人	65	
H11. 6	6.29 広島土砂災害	32 人	59 人	101	
H 3. 9	台風第 19 号	6 人	49 人	50	
S63. 7	県北西部豪雨災害	14 人	11 人	38	被害は主に土砂災害による

(※) 行方不明者及び災害関連死を含む。

### ③本県における近年の防災・減災の取組

- 広島県防災対策基本条例の制定（平成 21 年 3 月）

近年の、大規模な地震発生の切迫性、大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化などを踏まえ、自然災害による被害をより一層軽減していくため、県、市町等が行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」により、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築するため、広島県防災対策基本条例を制定しました。

この条例では、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割等を明確化した上で、それぞれが取り組む事項についての努力規定を定めたほか、平成 11 年の土砂災害が発生した 6 月 29 日を「ひろしま防災の日」、6 月を「ひろしま防災月間」として決めました。

- 社会全体で取り組む「防災協働社会」の構築に向けた取組

ひろしま未来チャレンジビジョンに基づき、防災意識の醸成のための普及啓発や、防災教育の推進、また、自主防災組織の設立促進や活動の活発化の推進など、県民の防災意識の醸成と、地域の災害対処能力の向上に向けた取組を進めてきました。

- 広島県地震被害想定調査（平成 25 年 10 月）

平成 23 年 3 月の東日本大震災を踏まえた最新の科学的知見に基づき、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を検討し、平成 25 年 10 月に、広島県地震被害想定調査報告書を取りまとめました。

- 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例の制定（平成 27 年 3 月）

広島県防災対策基本条例の理念や考え方を踏まえながら、「自助」、「共助」の視点に特化した具体的な行動規範を定めた、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例を制定し、県民運動として県民全体で取り組んでいくこととしました。

- 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画の策定と県民総ぐるみ運動の開始  
(平成 27 年 10 月)

平成 27 年 3 月に制定した、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例に基づき、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るための計画となる、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画を策定しました。

また、計画に基づき、「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民や自主防災組織等が、災害から命を守るために適切に行動することができるよう県民や自主防災組織、事業者、行政等が一体となって、災害時の被害をできる限り軽減する減災に取り組む運動として、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動を開始しました。



- 平成 30 年 7 月豪雨に関する県民の避難行動の調査・研究の実施

(平成 30 年 10 月～令和 2 年 8 月)

平成 30 年 7 月豪雨災害時において、避難行動をとった県民が少なかったことから、早めの避難行動につながる有効な要素を導き出すことを目的に、行動心理学や、行動経済学などの専門家 4 名からなる研究チームにより、避難行動に関する面接調査及び郵送調査を実施し、分析を行いました。分析結果を踏まえ、より効果の高い被害防止策について検討し、取組を始めています。

- 平成 30 年 7 月豪雨における県の初動・応急対応の検証

(平成 30 年 12 月～平成 31 年 3 月)

将来の大規模災害に備えるためのノウハウとして蓄積するため、平成 30 年 7 月豪雨の発災から広島県災害対策本部廃止までの約 45 日間（7 月 5 日～8 月 14 日）の広島県による初動・応急対応に関する課題等を調査し、検証を行いました。

- 「ひろしまマイ・タイムライン」の取組の開始（令和 2 年 7 月）

平成 30 年 7 月豪雨に関する県民の避難行動の調査・分析結果を踏まえ、令和 2 年度から「ひろしまマイ・タイムライン」の取組を開始しました。

「ひろしまマイ・タイムライン」とは、風水害などの災害が発生する危険が生じた際、命を守るために、いつのタイミングで何をすべきか、また、いつ避難するのかなどの自らの防災行動計画を県民の皆様にご作成していただく取組であり、その教材は、広島県特有の土砂災害のリスクについての認識を深める内容になっています。

令和 2 年 7 月には、県内全ての小学校に教材を配付して、授業や宿題等において全児童に作成してもらうよう働きかけるとともに、自主防災組織等にも配付し、地域の防災教室等での活用も促しています。

また、専用 Web サイトを立ち上げ、パソコンやスマートフォンなどでも作成できるデジタル版の教材も用意することで、幅広い層の県民の皆様に取り組んでいただくこととしています。

### (3) 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。

平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 行動計画					広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動 行動計画（第2期）				



## 2 基本理念等

### (1) 基本理念

本県では、県民の自らの判断に基づく「命を守る行動」や、地域ぐるみで安全を確保する行動をとっていただくことで、災害に強い広島県を目指し、「災害死ゼロ」の実現を基本理念とします。

基本理念及び目指す姿(10年後)は、「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」の防災・減災分野で掲げる将来像となっています。

#### 基本理念

## 「災害死ゼロ」の実現

### (2) 目指す姿

#### 5年後

- すべての県民が、身の周りの災害リスクを正しく認識し、災害発生のおそれが生じた際の適切な行動について、正しい知識を習得するとともに、避難場所の情報を把握するなど、日頃から災害に備えており、いざという時には、リアルタイムに情報を入手し、自主防災組織による呼びかけなど、地域で助け合える体制のもと、躊躇することなく、命を守る行動をとることの定着が進んでいます。

#### 10年後

- 県民が、災害リスクを正しく認識し、デジタル技術を活用した個別の最適な情報を受け取り、複数の避難先を確保し、分散避難を行うなど、自らが適切な避難行動をとることが、当たり前の状態となる避難意識が醸成されています。
- 県内の各自主防災組織において、防災知識を有する担い手の育成が進み、避難情報が発令された時点で避難すべき人に避難の呼びかけが行われ、早めの避難と安否が確認できる仕組みが構築されています。
- 行政が、平時からデジタル技術を活用して避難を具体的にイメージできる情報を発信し、災害時には個々の地域に応じた情報を迅速・的確に取得・共有・発信することによって、県民の避難支援や災害対応が効果的・効率的に行われています。

### (3) 成果指標（全体）

本計画では、避難行動をとるための実践的な準備行動をとっているかどうかを測るための成果指標を新たに設けることにしました。避難の準備行動ができている人の割合を令和7年度には50%にすることを目標値としています。

指 標	現状値 (R元)	目標値 (R7)
避難の準備行動ができている人の割合 <sup>※1</sup>	13.6% <sup>※2</sup>	50%

※1：「避難の準備行動ができている」の構成要素（①かつ②のすべてを実践）

①	【行動する】	マイ・タイムラインの作成
	【知 る】	災害の種類に応じた、避難場所・避難経路の確認
②	【察知する】	災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保
	【行動する】 【学 ぶ】	防災教室・防災訓練への参加
	【備 え る】	非常持出品を用意し、かつ3日以上以上の食糧及び飲料水を備蓄

※2：「令和元年度防災・減災に関する県民意識調査」において、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画で掲げる5つの行動目標すべてを実践していると回答した人の割合

避難行動の実行可能性を高めるためには、まずは避難の準備行動ができている人の割合を高めていくことが重要であり、重点的に取り組んでいきます。

一方、「避難の準備行動ができている人」については、避難情報が発令され、危険な場所にいる場合には、何らかの避難行動を確実にとってもらう必要があります。

このため、「避難の準備行動ができている人」のうち、避難が必要となった方について、すべての方に避難していただくことも、目標として取り組んでいきます。

### 3 前計画の評価

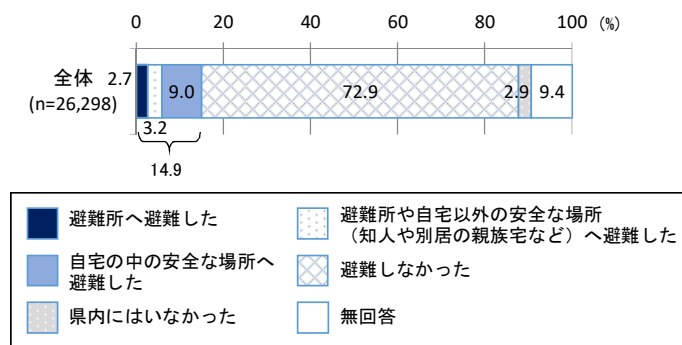
#### (1) 広島県の現状と課題

##### ①避難行動

土砂災害や河川氾濫などにより多くの被害がもたらされた平成30年7月豪雨災害の際に、土砂崩れや浸水が始まる前に『避難した』（「避難所へ避難した」と「避難所や自宅以外の安全な場所（知人や別居の親族宅など）へ避難した」と「自宅の中の安全な場所へ避難した」を合わせた割合）と回答した人は14.9%となっており、身の安全を守る行動をとった人が少ないことが課題として明らかになっています。

自分の住んでいる地域で生じ得る災害を把握しておくとともに、災害についての正確なイメージを持つことやリスクの読み違えをなくすことで、早めに避難をすることが重要です。

【図表 平成30年7月豪雨時の土砂崩れや浸水が始まる前の避難状況】



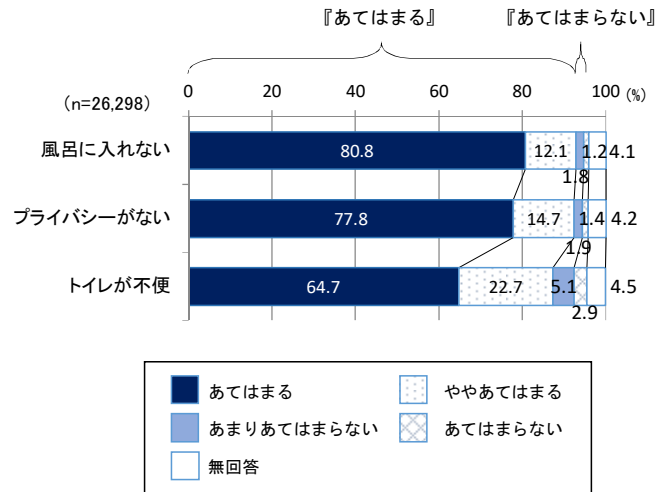
出典：広島県防災・減災に関する県民意識調査（令和2年2月）

##### ②避難所の環境整備と情報発信

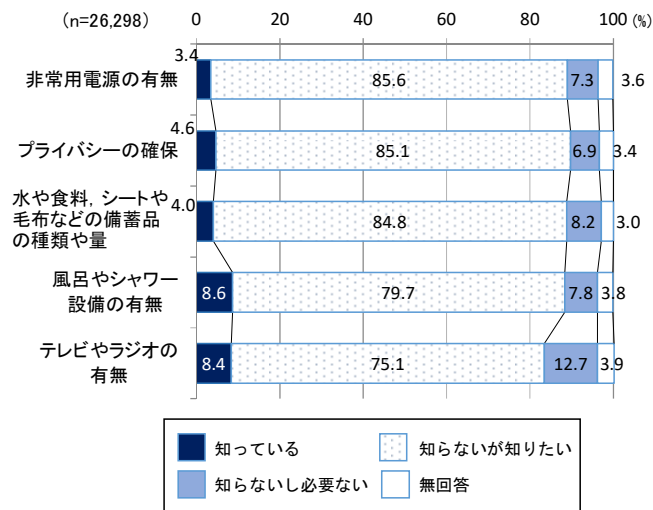
避難所のイメージについて、「風呂に入れない」、「プライバシーがない」、「トイレが不便」などと考える人は8割を超え高くなっており、不便で過ごしにくいイメージを持っている人が多いことが分かります。また、避難所の設備の認知度について、設備の内容を知りたいという声も8割前後と多くみられる一方で、「知っている」と回答した人はすべての項目において1割未満と低くなっています。

平成30年7月豪雨災害に関する県民の避難行動の研究チームの分析結果から、避難所の快適さが避難の実行可能性を高めることが明らかになっています。避難所の環境整備に加えて、普段から避難所に関する情報発信を行うことが重要です。さらに、災害当日においても、収容人数や避難経路の安全性など、避難所に関する適切な情報を発信することも必要です。このような取組により、避難所のイメージの向上や住民が避難所をより身近に感じる 것이重要です。

【図表 避難所のイメージ】



【図表 避難所の設備の認知度】



出典：広島県防災・減災に関する県民意識調査（令和2年2月）

新型コロナウイルス感染症の流行により、これまでのように避難所に人が密集すると、感染が広がるリスクがあるなど、避難所の安全対策にも影響が出ています。県民が安心して避難できるよう、避難所の感染症対策と対策方法の周知を進めていくことが必要です。

また、感染リスクを下げるためにも、避難所以外の商業施設やホテル、親戚の家など、様々な避難先に分散して避難する「分散避難」の考え方を広め、安全な避難先を複数確認しておくことも求められます。

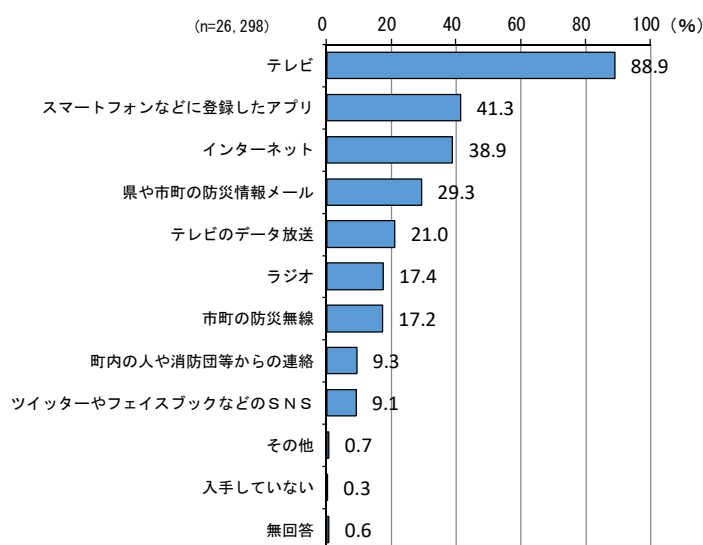


### ③災害・防災情報の入手について

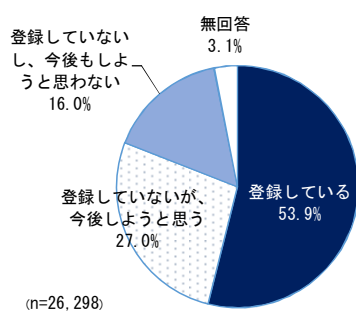
大雨の際の注意報や警報等の情報入手方法について、「テレビ」との回答が約9割と最も高く、次いで「スマートフォンなどに登録したアプリ」、「インターネット」などの順となっています。

また、県、市町の防災情報メールやアプリの登録状況は、「登録している」人が約5割となっています。「今後登録しようと思う」人も約3割となっているため、登録意向がある人に対し、登録する方法を説明したり、防災学習の場などで登録する機会を設けたりするなど、登録者を増やすための取組が求められます。

【図表 大雨の際の注意報や警報等の情報入手方法】



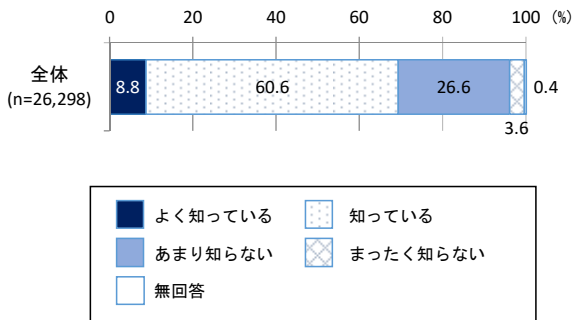
【図表 県、市町の防災情報メールやアプリの登録状況と登録意向】



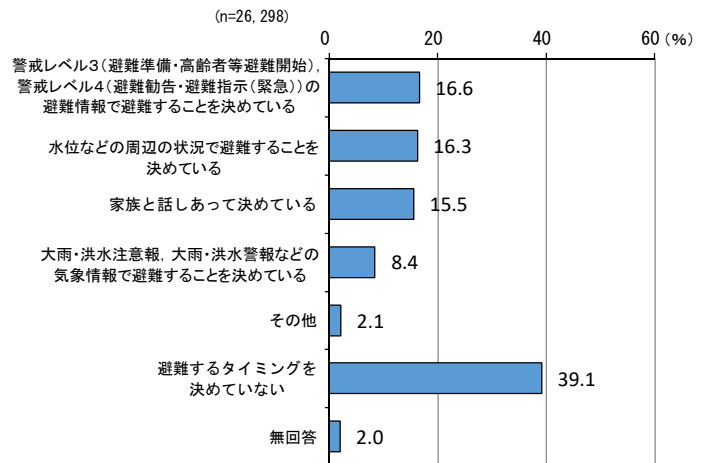
出典：広島県防災・減災に関する県民意識調査(令和2年2月)

令和元年6月から、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供することになりましたが、その警戒レベルの認知度について、約7割が『知っている』（「よく知っている」と「知っている」を合わせた割合）と回答しているものの、避難のタイミングについて「決めていない」と回答した人は約4割となっています。警戒レベルの正しい知識を身に付け、早めに避難行動ができるよう日頃から家族などと話し合い、避難のタイミングを決めておくことも大切です。

【図表 警戒レベルの認知度】



【図表 避難のタイミングの決定】



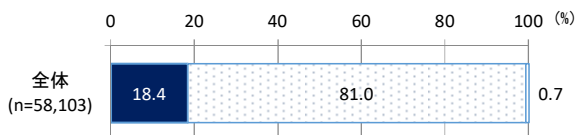
出典: 広島県防災・減災に関する県民意識調査(令和2年2月)

平成30年7月豪雨災害では家族や親族、近隣の人、自主防災組織や消防団などから避難を呼びかけることが避難行動の決定に有効であったことが確認されています。一方で、近隣の人が避難していない様子を見ることが、避難の阻害要因になったケースもありました。

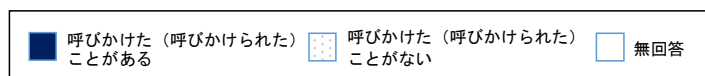
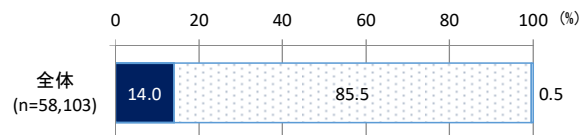
アンケート調査では、避難を呼びかけた経験がある人、避難を呼びかけられた経験がある人はともに1割台という結果になっています。

災害が発生する恐れがある場合、率先して避難を行うことや、家族や親族、近隣の人などで避難の呼びかけを行うことが、命を守る上で重要であることを周知し、実際に行動に移せるよう備えておく必要があります。

【図表 家族や友人、近所の人へ避難を呼びかけた経験】



【図表 家族や友人、近所の人から避難を呼びかけられた経験】



出典: 広島県防災・減災に関する県民意識調査(平成31年2月)

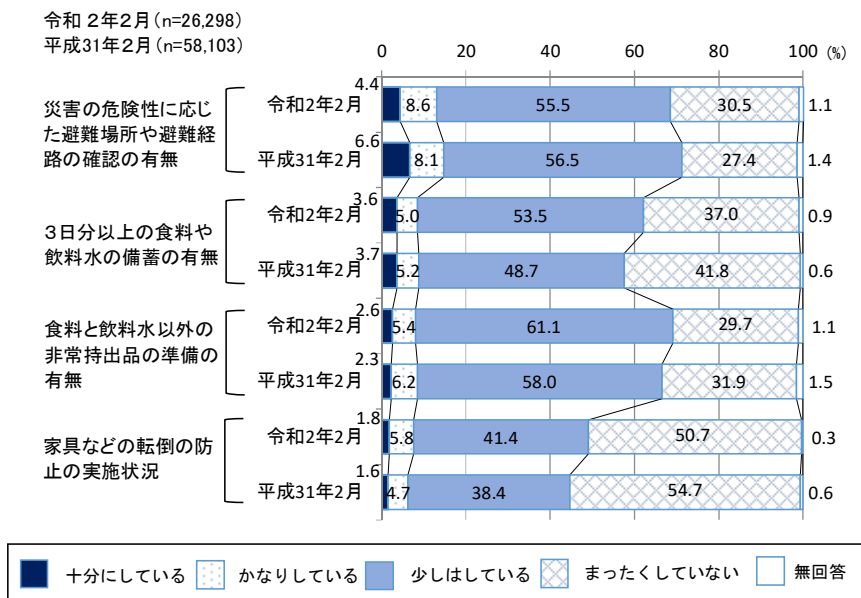


#### ④災害への備え

災害に対する備えについて、「避難場所・避難経路の確認」、「3日以上の食料の備蓄」、「非常持出品の準備」を『している』（「十分にしている」と「かなりしている」と「少しはしている」を合わせた割合）と回答した人は約7割と高くなっています。経年比較すると「避難場所・避難経路の確認」を除く項目で伸びており、意識の向上がうかがえます。しかし、「まったくしていない」との回答はどの項目も3割程度以上と高くなっており、備えをまったくしていない人にいかに行動に移してもらえかが課題となっています。

また、「家具の転倒防止」を『している』人は約5割となっています。近年、県内においては豪雨災害が頻発している一方で、大きな地震は発生していないため、地震に対する危機意識の低下が懸念されます。前触れなく、いつ起こるか分からない地震に対する備えについての必要性をあらためて周知するなど、地震に係る防災教育等の強化が求められます。

【図表 身の周りの防災対策】



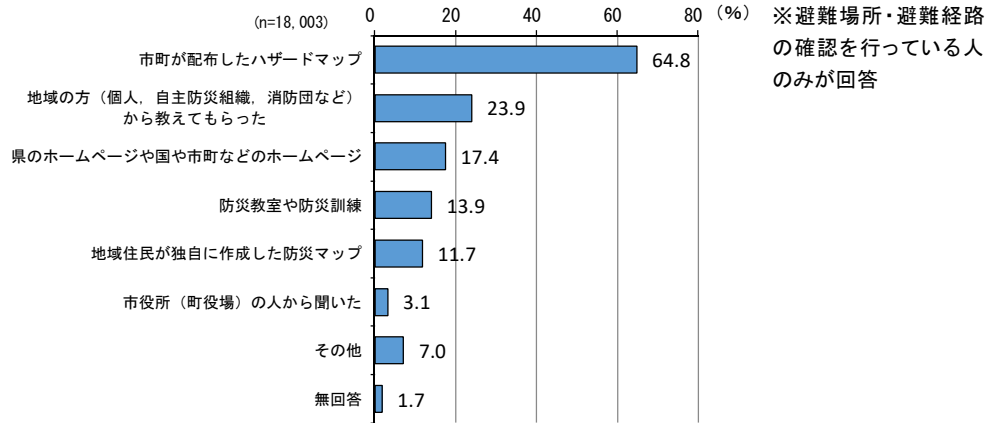
出典：広島県防災・減災に関する県民意識調査(令和2年2月)、(平成31年2月)

避難場所・避難経路の確認方法について、「市町が配布したハザードマップ」との回答が6割を超え最も高く、次いで「地域の方」、「県や国、市町などのホームページ」などの順となっています。

過去の豪雨災害では土砂災害での被害が多くなっていることから、土砂災害警戒区域の理解を深めるため、継続してハザードマップの周知と強化に取り組むことが重要です。また、災害リスクの確認に加え、避難の実行可能性を高めるためにも各家庭で避難マップの作成やまち歩きを通じて、複数の避難経路を確認しておくことも求められます。



【図表 避難場所・避難経路の確認方法】



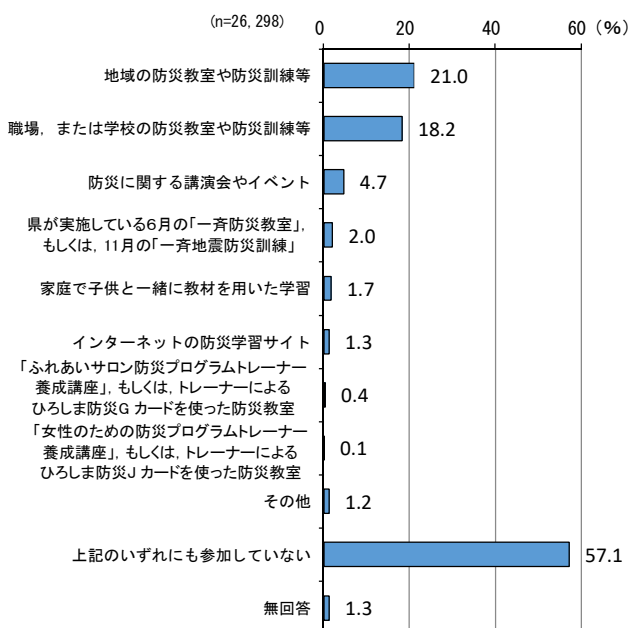
出典：広島県防災・減災に関する県民意識調査（令和2年2月）

防災教室や防災訓練の参加状況について、約6割の人が「参加していない」と回答しており、先述の身の周りの防災対策と比較しても少なく、防災教室や防災訓練の参加率の低さが課題となっています。

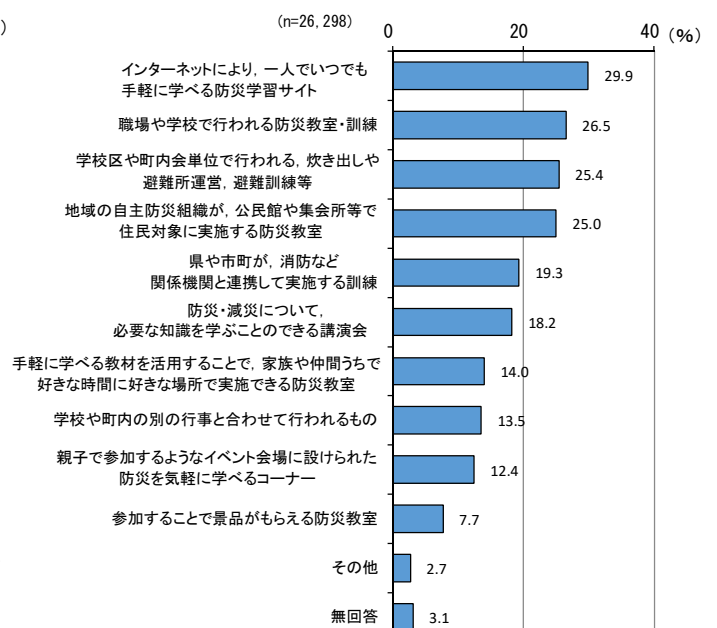
参加しやすい防災教室では「インターネットにより、一人でいつでも手軽に学べる防災学習サイト」との回答が最も高く、次いで「職場や学校で行われる防災教室・訓練」、「学校区や町内会単位で行われる、炊き出しや避難所運営、避難訓練等」などの順となっています。従来の職場や学校、町内会での防災教室や防災訓練に加えて、時間や場所の制約がないインターネットでの学習のニーズが高くなっており、忙しい人でも参加できるよう、様々な形で学習機会を提供していくことが重要です。

また、防災教室や防災訓練は、一度参加すれば次は参加しなくてよいと考えている人が多いと考えられるため、繰り返し参加することの重要性も周知していく必要があります。

【図表 防災教室や防災訓練の参加状況】



【図表 参加しやすい防災教室】



出典：広島県防災・減災に関する県民意識調査（令和2年2月）

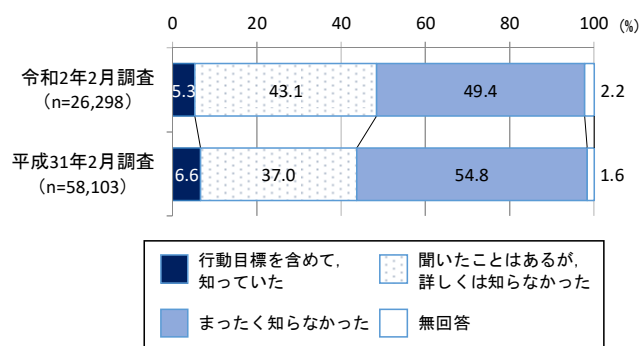
### ⑤「みんなで減災」県民総ぐるみ運動について

「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の認知度について、約半数の人が「まったく知らなかった」と回答していますが、経年比較するとやや減少傾向にあります。

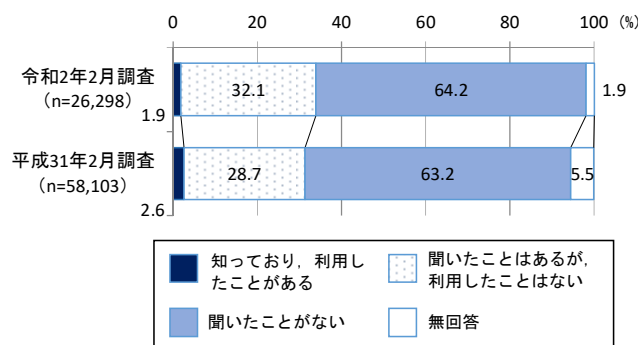
また、県のホームページ『「みんなで減災」はじめの一步』の認知度について、『聞いたことはある』（「知っており、利用したことがある」と「聞いたことはあるが、利用したことはない」を合わせた割合）は3割台、そのうち利用したことがある人は1.9%となっています。

引き続きホームページなどの広報媒体や、出前講座といったあらゆる方法を通じて、「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の認知度向上を図り、防災や減災という考え方が県民や事業者にとって、より身近に感じられるように取組を進めていくことが重要です。

【図表 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の認知度】



【図表 ホームページ『「みんなで減災」はじめの一步』の認知度】



出典：広島県防災・減災に関する県民意識調査（令和2年2月）、（平成31年2月）

### <参考> 調査概要

区分	防災・減災に関する県民意識調査	
調査時期	平成31年2月	令和2年2月
調査対象	県内18歳以上の男女	県内18歳以上の男女
調査方法	郵送調査	郵送調査
調査対象数	10,000名	5,000名
回答者数	5,598名	2,437名
回収率	56.0%	48.7%

※郵送調査は拡大集計を行っているため、回答者数とグラフに記載しているn数（回答者数）は一致しない。

## (2) 成果指標の進捗状況

前計画において、計画の達成度を測るための成果指標を設けました。県では毎年度アンケート調査を行い、この成果指標の進捗状況を把握しています。

前計画策定当初から現在までの成果指標の進捗状況については下表のとおりです。

「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の推進により、①災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認した人の割合（知る）は大幅に上昇しています。

また、②県、市町の防災情報メールを登録している人の割合（察知する）、④非常持出品を用意している人の割合（備える）についても順調に上昇しており、県民の防災意識は着実に高まっているものと推察されます。

一方で、③防災教室・防災訓練へ参加した人の割合（行動する・学ぶ）については大きな改善が見られておらず、平成30年7月豪雨災害において避難者の割合の少なさが改めてクローズアップされたように、防災意識の高まりが、実際に「行動する（避難する）」水準にまでは至っていないものと考えられるため、取組の強化が求められます。

加えて、地震への備えについて、⑥家具等の転倒防止を行っている人の割合は微増しているものの、最も伸びが小さくなっています。これは県民の意識が豪雨災害に向かっていることが要因と考えられるため、地震に対する取組の見直し・強化も重要です。

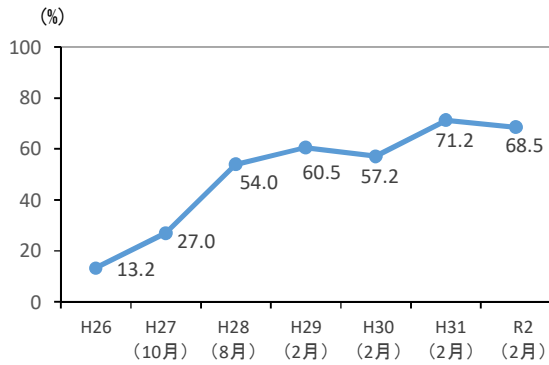
⑦自主防災組織率については、概ね順調に上昇しており、引き続き、組織の設立に向けて取り組む必要があります。

【図表 成果指標の進捗状況】

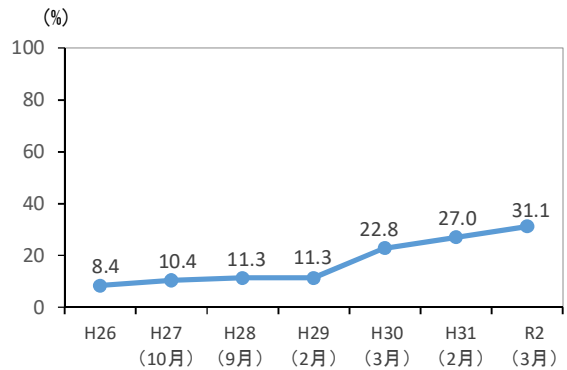
行動目標	成果指標項目	目標値 (R2)	実績値		
			当初 (H26)	現状 (R元)	増減
知る	①災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認した人の割合	90.0%以上	13.2%	68.5%	+55.3
察知する	②県、市町の防災情報メールを登録している人の割合	40.0%	8.4%	31.1%	+22.7
行動する	③防災教室・防災訓練へ参加した人の割合	60.0%	35.1%	41.5%	+6.4
学ぶ	③防災教室・防災訓練へ参加した人の割合(再掲)	60.0%	35.1%	41.5%	+6.4
備える	④非常持出品を用意している人の割合	60.0%	52.8%	69.1%	+16.3
	⑤上記を用意し、かつ3日以上 の食糧及び飲料水を備蓄して いる人の割合	70.0%	46.7%*	52.3%	+5.6
	⑥家具等の転倒防止を行って いる人の割合	70.0%	43.9%*	49.0%	+5.1
	⑦自主防災組織率	95.0%	84.8%	92.9%	+8.1

※成果指標項目⑤及び⑥については、平成28年度から成果指標項目に追加されたため、当初値は平成28年度の数値

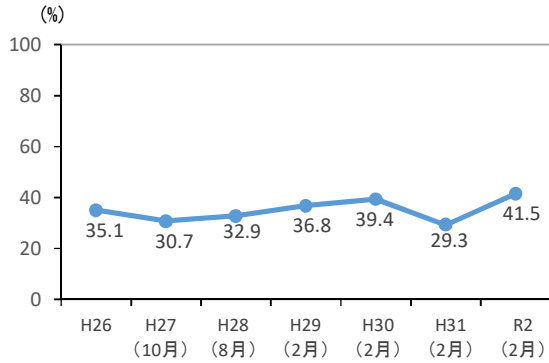
【図表① 災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認した人の割合】



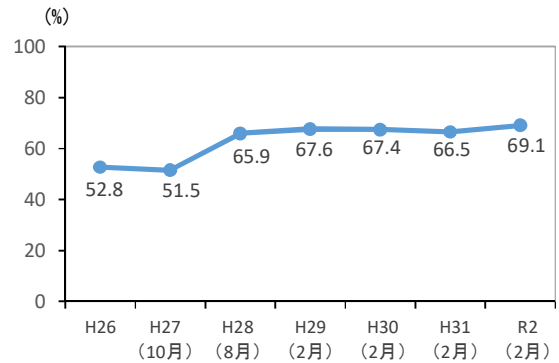
【図表② 県、市町の防災情報メールを登録している人の割合】



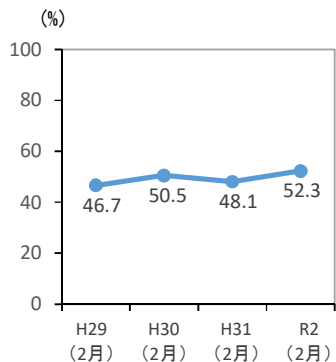
【図表③ 防災教室・防災訓練へ参加した人の割合】



【図表④ 非常持出品を用意している人の割合】

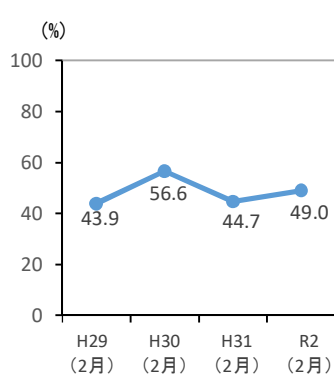


【図表⑤ 非常持出品を用意し、かつ3日以上  
の食糧及び飲料水を備蓄  
している人の割合】



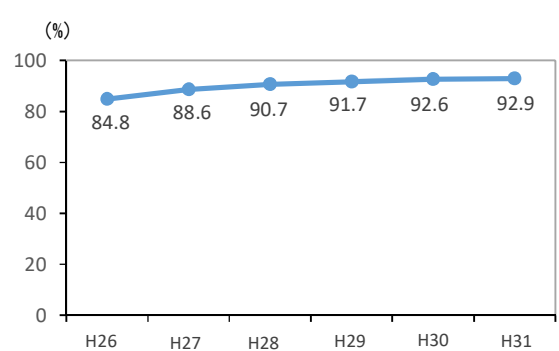
※平成28年度から成果指標項目に追加

【図表⑥ 家具等の転倒防止  
を行っている人の割合】



※平成28年度から成果指標項目に追加

【図表⑦ 自主防災組織率】



図表①～⑥出典：広島県防災・減災に関する県民意識調査(平成26年～令和2年2月)

図表⑦出典：消防庁消防白書(平成26年～令和元年)

### (3) 前計画の評価のまとめ

#### ①避難行動

- ・平成30年7月豪雨災害時、身の安全を守る行動をとった人は少なく、避難行動の実践が課題になっています。

#### ②避難所の環境整備と情報発信

- ・避難所は、「風呂に入れにくい」、「プライバシーがない」、「トイレが不便」など、不便で過ごしにくいイメージを持っている人が多い状況です。
- ・設備の内容を知りたいという声が多くみられる一方で、避難所の設備の認知度は低い状況です。
- ・新型コロナウイルスの流行により、避難所に人が密集した場合に感染リスクがあるなど、影響が出ています。

#### ③災害・防災情報の入手について

- ・5段階の警戒レベルの認知度について、知っている人は多いものの、避難のタイミングを決めていない人が多い状況です。
- ・避難を呼びかけたり、呼びかけられたりした経験のある人は1割台と少ない状況です。

#### ④災害への備え

- ・避難場所・避難経路の確認、3日以上以上の食料の備蓄、非常持出品の準備をしている人の割合は上昇しており、防災意識の高まりがみられます。
- ・家具の転倒防止をしている人は他の備えと比べて少なく、経年で比較しても大きな改善はみられない状況です。近年の豪雨災害の発生状況から、地震対策への意識が低くなっているものと考えられます。
- ・防災教室や防災訓練に参加していない人は約6割と多い状況です。
- ・自主防災組織の組織率は9割を超えています。

#### ⑤「みんなで減災」県民総ぐるみ運動について

- ・「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の認知度は約半数となっています。
- ・ホームページ『「みんなで減災」はじめの一步』の認知度は3割台となっています。



## 4 計画の基本的な考え方

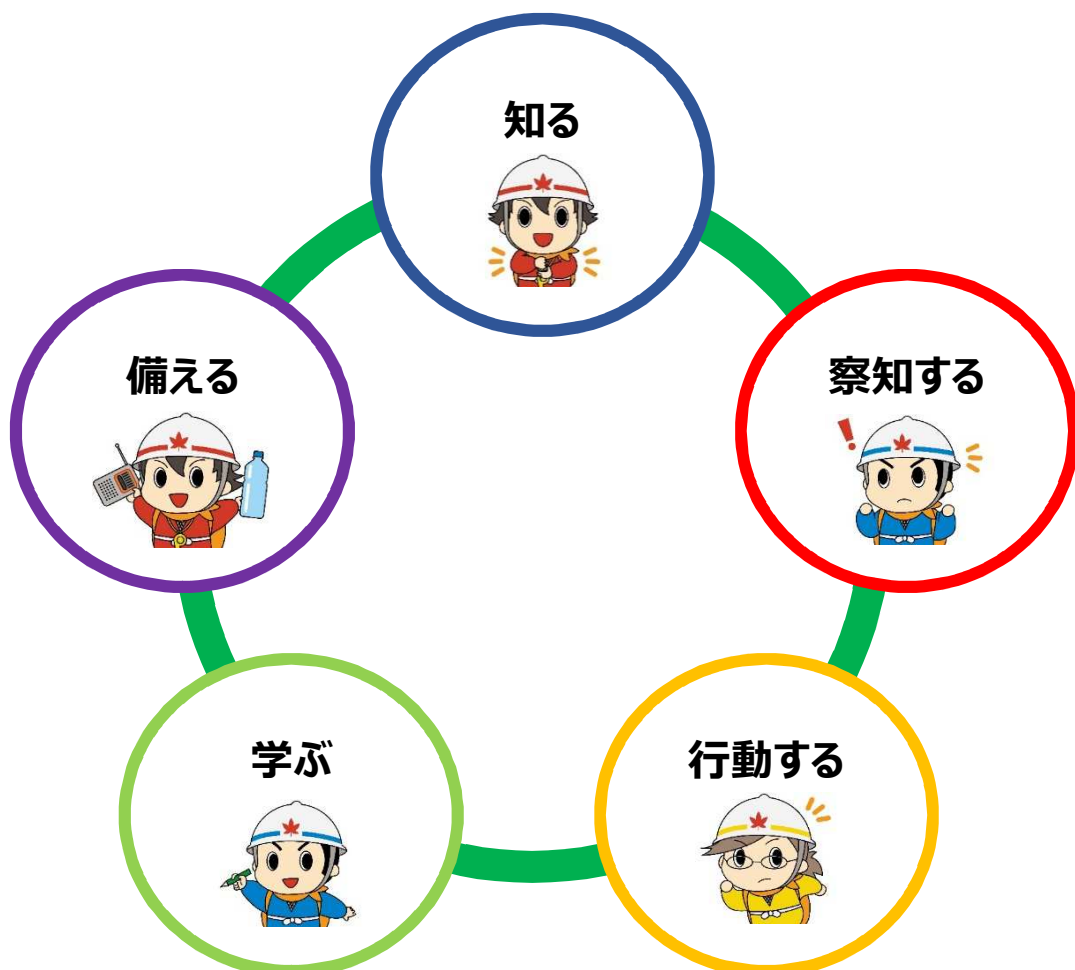
### (1) 取組の柱 ～5つの行動目標～

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例（平成27年3月16日条例第1号）において、災害から命を守るため、また平常時から災害に備えるため、5つの基本的な行動目標を掲げています。

本計画においても「目指す姿」の実現に向けて、地域において想定される災害の危険性を『知る』、災害発生の危険性を『察知する』、自ら判断し災害の種類に応じて適切に『行動する』、災害及び防災について『学ぶ』、災害に『備える』の5つを、達成すべき行動目標として、県民、自主防災組織、事業者及び行政等が一体となって取組を進めていきます。

また、5つの行動目標は、それぞれが単独ではなく、相互に密接な関連性を有しているため、相乗効果が生まれるよう総合的かつ計画的な取組を進めていきます。

### 取組の柱 ～5つの行動目標～



## 知る

### 地域において想定される災害の危険性を『知る』

災害から命を守るための適切な行動をとるためには、土砂災害の危険性があるのか、洪水の危険性があるのかなど、居住地等における災害発生危険性や、その予測される程度などを、正しく『知る』必要があります。あわせて、災害の発生が予測され、若しくは発生した際には、どこへどのように避難行動をとるべきかなど、災害の種類に応じた避難場所・避難経路・避難方法などを知る必要があります。また、気象庁や自治体等から発表される気象情報や避難情報の意味を正しく理解し、適切なタイミングで避難行動をとれるようにすることが重要です。

## 察知する

### 災害発生危険性を『察知する』

災害発生時に、適切に判断し行動するには、災害の危険性がどの程度まで迫っているかを、あらかじめ『察知する』必要があります。気象情報・防災情報の意味や、災害発生の前触れなどを知っておくと、いざという時に、あわてず、冷静な行動にもつなげられます。また、情報を自らとることを考え、そのためのツールを確保しておくことも必要です。

## 行動する

### 自ら判断し災害の種類に応じて適切に『行動する』

災害から命を守るためには、安全な場所へ移動する立ち退き避難（水平避難）、あるいは、建物の上階への移動など屋内に留まる屋内安全確保（垂直避難）など、状況に応じた適切な行動の種類などを知っておき、災害発生時に、どうすれば被害に遭わずに済むかを考え、判断し、かつ、『行動する』ことが求められます。

また、知ったことが身に付き、適切な行動をとることができるようにするためには、あらかじめマイ・タイムライン（自らの防災行動計画）を作成し、日頃から訓練を行うなど、避難の準備行動をとることが必要です。



## 学ぶ

### 災害及び防災について『学ぶ』

学校や職場，地域で行われる防災教室・防災訓練等に参加し，災害から命を守るための適切な行動について『学ぶ』ことが重要です。その他には，過去に地域でどのような災害が起こったかを情報収集したり，家族や地域の人から話を聞いたりすることも効果的です。このような学習活動の中で，現在自分が知っていることは最新の情報なのか，不足している情報はないかを見直すことも必要です。

## 備える

### 災害に『備える』

大規模な災害が起きた場合，食糧などの入手が困難になるおそれがあります。そのような事態に『備えて』，必要なものを備蓄しておくことが重要です。また，日頃から非常持出品などの備えをしておくことで，災害が起きた際も落ち着いて避難することができます。

さらに，近隣に高齢者など一人で避難が難しい方がおられる場合は，避難の支援が必要な方を把握し，災害情報の共有や避難の呼びかけなど地域住民で助け合って行動できるようにしておくことが必要です。



## (2) 本計画における新たな視点（重点ポイント）

本計画では、災害時に実際に「行動する（避難する）」ことにつながることに力点を置き、平成30年7月豪雨災害に関する避難行動調査、初動・応急対応の検証結果、社会情勢の変化等を踏まえて、計画に盛り込むべき新たな視点を検討し、以下の6つを重点ポイントとして整理しました。

### ①豪雨災害に関する正しい知識の習得

平成30年7月豪雨災害における県民の避難行動の調査・分析結果から、地域の災害リスクを「正しく」把握することや自分や家族のリスク（災害に対する脆弱性）を把握することの重要性が明らかになりました。

自分に降りかかる災害がどのようなものであるか、災害を可視化するVR・AR等の疑似体験などを通じて、理解してもらうことが必要です。また、土砂災害警戒区域の理解を深めるため、これまで以上にハザードマップの周知の強化に取り組むとともに、個人ごとに災害リスク情報を通知するなど、リスクの読み違えをなくすことが必要です。

### ②避難の実行可能性を高めるための避難所の再考

平成30年7月豪雨災害の検証結果において、避難の実行可能性を高める要因として、避難先として家族や知人の家を想定できることや避難所が快適であることが明らかになっています。加えて、避難のしやすさの観点から、避難に自宅や家族の車を使えることや災害当日の避難所や道中の安全性が明確になることも要因として挙げられています。

避難所の環境などの情報発信を通じて、普段から避難所の設備等に関する情報を知らせることが必要です。また、災害当日の収容人数、避難所までの経路の安全性などの情報発信を通じて、災害当日の避難所に関する適切な情報を知らせることも求められます。



### ③「他者の力」の利用

平成30年7月豪雨災害の検証結果において、災害当日に他者からの避難の呼びかけが有効であったことが確認されています。消防団や子供からの避難の呼びかけに加え、マスメディア等から、繰り返し、避難している映像の放送や避難の呼びかけなどを行うことにより、避難の実行可能性を高めることが必要です。

さらに、マスメディア等から呼びかける際は、人々の利他性を刺激し、責任感を持たせるメッセージを活用することが効果的です。



#### ④リアルタイムな情報収集・発信

平成 30 年 7 月豪雨災害における初動・応急対応に関する課題として、被害が大きい市町や消防との連絡が取れなかったため、人的被害や避難者に関する情報を、災害対策本部内では十分に収集できなかったことが挙げられています。情報収集及び集約方法の工夫により、発災前に災害の前兆を把握し、早期の避難行動を促すことができるよう取り組みます。

#### ⑤複合災害（豪雨災害＋新型コロナウイルス感染症 等）に関する正しい知識の習得

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行とその有効な治療法の未確立の状況の継続により、「新しい生活様式」と呼ばれる行動変容を求められています。

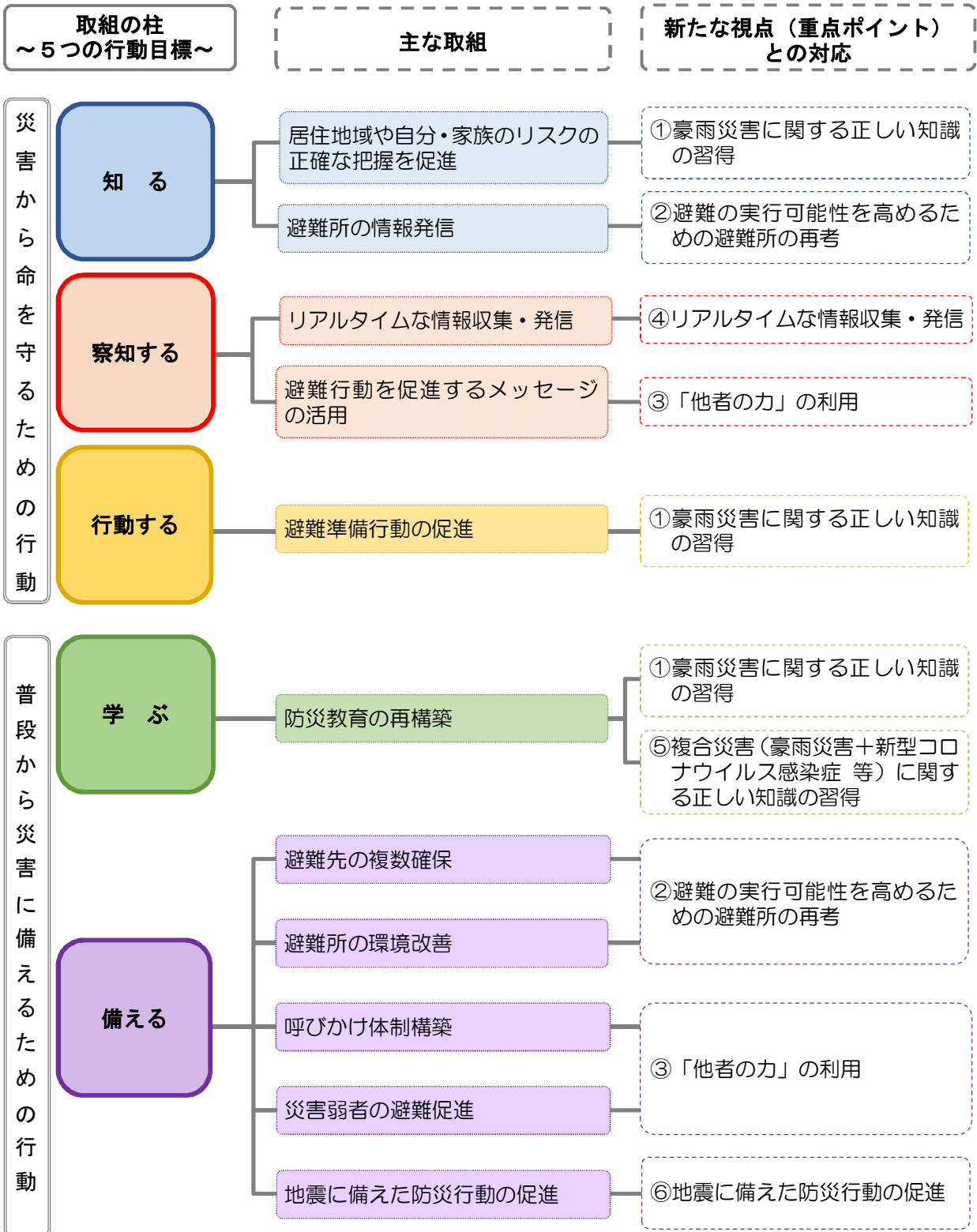
避難行動についても、感染症が広がるリスクを下げることを目的として、避難所への避難以外に、親戚・知人宅、ホテルなど、様々な避難先に分散して避難する「分散避難」など、「新しい避難様式」を構築していく必要があります。



#### ⑥地震に備えた防災行動の促進

近年の災害発生状況から、県内では豪雨災害や土砂災害に注目が集まっていますが、南海トラフ地震のような大規模地震が発生した場合、大きな被害が想定されています。地震に係る防災教育などを強化し、県民の地震に対する備えが進むよう取り組みます。

### (3) 施策体系



## (4) 各主体の役割

災害に強い広島県の実現を図っていくための原動力はすべての県民であり、まずは「自助」として、県民一人一人に、「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」という5つの行動目標の実現に向けて、できることから取り組んでいただくことが不可欠です。

その上で、自主防災組織等が「共助」として、「自助」の取組を補完した上で、県・市町が「公助」として、「自助」「共助」の取組をしっかりと支えることが重要です。

なお、「公助」のうち、市町には、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織及び国、県その他の関係機関と連携し、防災対策の推進に努める役割があります。また、県には、県民総ぐるみ運動の旗振り役として、県民総ぐるみ運動を積極的に推進していくための総合調整を実施するとともに、市町が行う取組への支援に努めるなどの役割があります。

また、事業者においても、自主防災組織等や県・市町が行う取組への協力を努めていただく必要があります。

### ① 県民の役割

#### 【基本的な役割】

《広島県防災対策基本条例》

- ・自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携し、及び協力して防災対策を行うよう努める
- ・県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努める

(具体的な役割)

災害予防対策：防災知識の習得等、自主防災組織への参加等、避難行動要支援者からの情報の提供、生活物資の備蓄等、建築物の安全性の確保等  
災害応急対策：避難の実施、車両使用の自粛等

《広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例》

- ・「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」という5つの行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努める

#### 【期待される主な取組】

- ・災害の危険性や危険箇所、災害の種類に応じた避難場所・避難経路の確認を行うとともに、避難準備のタイミングなど、避難に備えた行動をあらかじめ決めておく
- ・災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保するとともに、気象情報や避難情報を速やかに収集することで、災害発生の危険性を察知する
- ・収集した情報に基づき自ら判断して、災害の種類に応じた適切な行動をとる
- ・防災教室・訓練に参加し、災害の危険性を察知する方法や災害の種類に応じた適切な行動等について、平常時から学ぶ
- ・平常時から建物の耐震化、家具の転倒防止対策等の実施、非常持出品等の準備を行うことなどにより、災害に備える

## ②自主防災組織等の役割

### 【基本的な役割】

≪広島県防災対策基本条例≫

- ・地域における防災に関する活動を実施するよう努める
- ・県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努める

(具体的な役割)

災害予防対策：防災意識の啓発等，地域災害関連情報の確認等，避難行動要支援者の支援等，避難に関する情報等への対応の準備，物資の備蓄等

災害応急対策：地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達，避難誘導等地域における災害応急に関する活動の実施

≪広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例≫

- ・「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」という5つの行動目標を実現することができるよう取り組むとともに，県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努める

### 【期待される主な取組】

- ・災害図上訓練や防災マップの作成などを通じて，地域で起こりうる災害の危険性や危険箇所，災害の種類に応じた避難場所・避難経路の確認
- ・災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保するとともに，気象情報や避難情報を速やかに収集することで，災害発生の危険性を察知する
- ・収集した情報に基づき自ら判断して，あらかじめ整備しておいた連絡網等により，適切な行動を呼びかける
- ・防災教室・訓練を実施し，災害の危険性を察知する方法や災害の種類に応じた適切な行動等について，平常時から学ぶ
- ・平常時からの防災活動を通じて建物の耐震化，家具の転倒防止対策の周知や非常持出品の準備などにより，災害に備える

## ③市町の役割

### 【基本的な役割】

≪広島県防災対策基本条例≫

- ・基礎的な地方公共団体として，住民の生命，身体及び財産を災害から守るため，自主防災組織及び国，県その他の関係機関と連携し，防災対策の推進に努める

(具体的な役割)

災害予防対策：防災意識の啓発等，学校等における防災に関する教育の実施，防災訓練等の実施，災害に関する情報の提供等(地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供，ハザードマップの作成及び住民への周知，災害状況を記録・公表)，自主防災組織への支援，避難行動要支援者の支援体制の整備 など

災害応急対策：情報の収集及び提供，自主防災組織等の活動支援，学校等における児童等の安全の確保，災害応急対策のための体制の確立等

〈広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例〉

- ・県民及び自主防災組織等が5つの行動目標を実現することができるよう，県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努める

#### 【期待される主な取組】

- ・県民及び自主防災組織等が，災害の危険性や危険箇所，災害の種類に応じた避難場所・避難経路の確認，気象情報や避難情報の収集の方法について知ることができるようにするとともに，当該情報の意味が理解されるよう努める
- ・県民及び自主防災組織等が災害発生の切迫性を確認することができるよう，避難情報を迅速かつ確実に伝達する
- ・県民及び自主防災組織等を対象とした防災教室・訓練を実施する
- ・県民及び自主防災組織等が，いざという時に躊躇なく適切な行動をとることを妨げることがないように，避難所の環境整備及び情報発信を行う
- ・県民及び自主防災組織等が建物の耐震化，家具の転倒防止対策の実施・周知や非常持出品の準備などを行うことができるよう，広報活動の充実等を通じてその推進に努める。また，地域の住民が互いに助け合う行動をとることができるよう，自主防災組織等の活動の活発化の促進に努める

## ④事業者の役割

#### 【基本的な役割】

〈広島県防災対策基本条例〉

- ・来所者，従業員及び地域住民の安全を確保するとともに，事業を継続することができる体制を整備するよう努める
- ・自主防災組織等が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努める

(具体的な役割)

災害予防対策：来所者等の安全の確保，事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制整備，防災に関する訓練及び研修の積極的な実施，自主防災組織，県及び市町が実施する訓練及び研修に参加，又は従業員を参加させる

災害応急対策：来所者等の安全の確保，帰宅困難者対策への協力

〈広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例〉

- ・県民及び自主防災組織等が5つの行動目標を実現することができるよう，県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努める

### 【期待される主な取組】

- ・普及啓発活動や防災情報の提供などについて、業種ごとの特性を活かした方法で、自主防災組織等や県、市町が行う取組に協力し、県民及び自主防災組織等が5つの行動目標を実現することができるよう努める

## ⑤県の役割

### 【基本的な役割】

#### ≪広島県防災対策基本条例≫

- ・県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする
- ・災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させる

#### (具体的な役割)

災害予防対策：防災意識の啓発等、学校等における防災に関する教育の実施、防災訓練等の実施、災害に関する情報の提供等（市町が行う地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報の住民への提供に対する支援、市町が行うハザードマップの作成及び住民への周知の支援、災害状況を記録・公表）、市町が行う自主防災組織への施策の実施に対する支援、市町が行う避難行動要支援者の支援体制の整備への支援 など

災害応急対策：情報の収集及び提供、学校等における児童等の安全の確保、災害応急対策のための体制の確立等、市町への支援

#### ≪広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例≫

- ・県民及び自主防災組織等が5つの行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進する
- ・県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進する

### 【期待される主な取組】

- ・県民総ぐるみ運動の旗振り役として、県民総ぐるみ運動を積極的に推進していくための総合調整を実施
- ・災害に関する調査・研究を実施した上で、その結果を踏まえた取組を企画・立案・実施し、複数の市町にまたがる広域的な課題の解決に向けた支援を行う（例：避難所の環境整備及び情報発信に対する支援等）
- ・効果的な取組の広範囲への波及・拡大などに取り組むほか、国への積極的な提案や要請を行う



---

## 5 推進体制

---

県民一人一人が、できることから行動していくことを基本に、事業者、市町、県及び国の機関等が、それぞれの特性を活かし、かつ、密接な連携の下で、総力を結集して、県民の行動を支え、促進し、「災害死ゼロ」を目指していくことが重要です。

このため、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において、必要と考えられる取組について、日頃からの意見交換や必要に応じた取組の見直し、拡充などを進めていくほか、推進会議に参画するそれぞれの主体が、その特性等を活かして、県民運動の環が広がるよう努めます。

---

## 6 進行管理

---

この行動計画に基づく取組の推進状況や目指す姿の達成度を毎年度公表し、時系列でその推移を比較していきます。

その上で、指標の評価とその後の取組の検討を行い、必要がある場合には見直しを行います。





## 第2章 具体的な取組

# 1 災害から命を守るための行動

## (1) 地域において想定される災害の危険性を『知る』

- 1) 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動
  - 災害の種類に応じた、災害の危険性、災害危険箇所の確認
  - 災害の種類に応じた、避難場所・避難経路の確認



### 2) 取組内容

#### ① 重点的な取組

##### 取組 居住地域や自分・家族のリスクの正確な把握を促進

###### 《取組内容》

居住地域や自分・家族のリスクを正確に把握していただくための個人へのリスク情報等の通知

###### 《取組主体》

県

##### 取組 避難所の情報発信

###### 《取組内容》

避難・滞在をイメージできる情報発信及び県民の理解促進

###### 《取組主体》

県，市町

#### ② 重点的な取組を補完する取組

取組	内容	取組主体
災害の種類に応じた災害危険箇所等の確認	地域，事業者，学校など各主体がハザードマップ等を活用し，災害危険箇所，避難場所・避難経路を確認	自主防災組織，女性防火クラブ，消防団，事業者，学校
	行政等が発信する情報を，地域，事業所，学校などで伝達，共有	
生活動線上へのハザードマップの掲示による災害危険箇所等の周知	病院，診療所の待合室，公共交通機関の車内等にハザードマップや啓発資料を掲示し，災害危険箇所，避難場所等を周知	病院，診療所，歯科診療所，事業者
	転入者に対して，ハザードマップ等により災害危険箇所，避難場所等を周知	市町

取組	内容	取組主体
ハザードマップによる災害危険箇所等の周知	災害ボランティア講座でハザードマップの活用方法等を周知	社会福祉協議会
	ハザードマップの各戸配布, 県・市町ホームページへの掲載	県, 市町
	防災教室, 出前講座, 広報誌, 広報番組等により, ハザードマップを利用した災害危険箇所, 避難場所等の確認方法を周知	
県防災 Web による災害危険箇所等の周知	県防災 Web により, 災害危険箇所(土砂災害警戒区域・特別警戒区域, 洪水・高潮・津波浸水想定区域等), 避難場所等を周知	県
	防災教室, 出前講座, 広報誌, 広報番組等により, 県防災 Web による災害危険箇所, 避難場所等の確認方法を周知	県, 市町
	多言語(11言語)に対応した県防災 Web による周知	県
土砂災害警戒区域等の周知等	土砂災害警戒区域・特別警戒区域の居住者に対する周知用チラシの作成・配布	市町
	土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定に係る基礎調査の実施及び県ホームページ等での周知	県
	「土砂災害警戒区域等を示した標識」や「洪水により想定される浸水深を示した標識」を設置し, 認知度を向上	
	土砂災害の危険を直感的に理解できる取組として, 土砂災害警戒区域等の3Dマップの公表やAR技術を活用したアプリを公開	
	宅地開発等による地形改変箇所など, 災害リスクを適切に把握し速やかに基礎調査を実施するため, AI技術等を活用した地形改変箇所の抽出など基礎調査の高度化を推進	
報道機関との連携による「知る」事柄の周知	テレビ, ラジオ, 新聞, フリーペーパー, ケーブルテレビなどを通じ, ターゲットを明確にした上で, 災害から命を守るため「知る」べき事柄の定期的な周知	県
	「みんなで減災」推進大使による, 「知る」事柄の, テレビなどでの周知や, 防災教室や講演会における講演の実施	
不動産取引の機会等による周知	不動産取引の機会等を捉え, ハザードマップ等により災害危険箇所を周知	事業者
広報媒体等を通じた災害危険箇所, 避難場所等の周知の拡充	企業のホームページ等(県防災 Web 等のバナーを掲載)による周知	事業者
	レシート裏面などを活用した周知	
	広報誌, ホームページ, 広報番組, コミュニティ FM 等により, 災害危険箇所の確認方法を周知	県, 市町

取組	内容	取組主体
	県が作成・配布する印刷物等を活用した周知	県
看板設置による周知	社員だけでなく来訪者を含めて周知するため、社内に避難場所、避難経路を掲示	事業者
	避難場所に、対応する災害の種類を明記した看板の設置	市町
	海拔表示板等の設置	中国地方整備局、市町
被害想定による周知	県が作成した、地震被害想定・洪水浸水想定・津波浸水想定・ため池浸水想定等について、住民説明会、県防災 Web 等で周知	県、市町
イベント等の場を活用した災害危険箇所等の周知	県が開催するイベント、研修会等による災害危険箇所等の周知	県
	集客イベント（スポーツ観戦等）を利用した災害危険箇所等の周知	
ホームページ『「みんなで減災」はじめの一歩』の活用	防災・減災に関する情報を網羅的に掲載したホームページ『「みんなで減災」はじめの一歩』を活用した周知活動等を実施	県
「防災ハンドブック」の作成及び活用	もしもの時の備えや災害発生時の対処、災害時の携帯電話やスマートフォンを活用した情報収集・連絡手段などについて紹介した「防災ハンドブック」を作成し、「防災週間」において配布	携帯電話会社
「災害・避難カード」の作成促進	ハザードマップでの災害危険箇所等の確認や、避難場所の確認を行った上で、それらを整理して記載してもらう「災害・避難カード」の作成を促進	放送事業者

### 3) 成果指標

指 標	現状値	目標値 (R7)
災害の種類に応じた避難場所・避難経路を確認している人の割合	68.5% (R元)	100%
水害・土砂災害リスクの認知度	77.0% (R2)	100%

#### 4) 活動事例

##### ●地域の危険な場所等の把握

- 出前講座で県防災 Web を活用し、町内の危険な場所の把握や対策について情報の共有を行っています。

取組主体：北広島町



##### ●「みんなで減災」推進大使による、「知る」事柄の周知

- 報道機関の気象予報士・キャスターなどで構成する『みんなで減災』推進大使がテレビなどの番組や防災教室・講演会で講演を行い、県民総ぐるみ運動のPR活動や避難マップ作成ワークショップなどを実施して、災害から命を守るために必要な「知る」事柄の周知を行っています。

取組主体：県



## ● 「みんなで減災」県民総ぐるみ運動ポータルサイト『はじめての一步』の運営

- ・広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の一環として、「命を守る」ための情報を伝えるポータルサイトを運営しています。
- ・ハザードマップの見方や災害危険箇所・避難場所等の把握など「命を守る」ための情報を、5つの行動目標に沿ってできるだけ分かり易くお伝えできるよう取り組んでいます。

### 【主な掲載内容】

- ①5つの行動目標ごとに、県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動や、行動をとるために知る事柄などを、分かり易く掲載しています。
- ②Google Mapsと連動した検索システムで災害種別ごとに避難所・避難場所が検索できます。
- ③県内の防災イベントが一覧できるイベントカレンダーを掲載しています。
- ④広島県等で起きた過去の災害事例、適切な避難行動等を紹介しています。

### 【URL】

<https://www.gensai.pref.hiroshima.jp/>



取組主体：県



## ●防災週間における防災ハンドブックの配布

- もしもの時の備えや災害発生時の対処について、また災害時の携帯電話・スマートフォンを活用した情報収集手段や連絡手段などについて紹介した「防災ハンドブック」を作成しています。
- 県民の防災意識の高まる「防災週間」にあわせて無料配布を行い、災害時に地域住民が安全に行動できるよう、啓発に努めています。



取組主体：携帯電話会社



## (2) 災害発生の危険性を『察知する』

- 1) 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動
  - 防災情報メール，防災情報アプリの登録
  - 気象情報，防災情報の入手手段の確保 など



### 2) 取組内容

#### ① 重点的な取組

##### 取組 リアルタイムな情報収集・発信

###### 《取組内容》

地域や個人ごとに最適な防災情報を提供するため、様々な媒体を活用し、情報の受け手側の状況に合わせたプル型・プッシュ型の情報をリアルタイムで発信するなど、個々の状況に合わせた、きめ細やかな防災情報を発信

###### 《取組主体》

県，市町，事業者

###### 《取組内容》

AI 防災チャットボットの活用等

###### 《取組主体》

県，市町

##### 取組 避難行動を促進するメッセージの活用

###### 《取組内容》

メッセージ「あなたの避難がみんなの命を救う」等の積極的発信と市町・メディア等に活用を呼びかけ

###### 《取組主体》

県

###### 《取組内容》

「あなたの避難がみんなの命を救う」をメッセージとした率先避難の重要性を伝えるポスターを，公共交通機関等に掲示

###### 《取組主体》

県

② 重点的な取組を補完する取組

取組	内容	取組主体
テレビ等による気象情報・避難情報の伝達	警戒レベルや注意報・警報などの情報をテレビの字幕で周知	放送事業者
	災害情報等をテレビの字幕放送（L字放送等）で周知	
	災害時には、テレビ・ラジオ番組だけでなく、データ放送やホームページ等を活用し、きめ細やかな情報を迅速に提供	
	正確な情報を早く分かり易く、テレビ（データ放送を含む。）、ホームページ、SNSを通じ、繰り返し伝達	
	報道機関に対して、気象台が発表する防災気象情報について周知広報	
防災気象情報等のオープンデータ化	土砂災害危険度情報のオープンデータ化などにより、防災気象情報の民間事業者への活用を促進	県
防災気象情報の信頼性を高める取組	土砂災害警戒情報の精度向上や発表区分の細分化により防災気象情報の信頼性を高める取組を推進	
気象情報・避難情報の意味と、とるべき行動等の周知	テレビやラジオ番組で県防災 Web（土砂災害ポータル）による土砂災害危険度情報の確認方法などを啓発	放送事業者
	避難行動の判断材料となる気象情報（雨量、注意報、警報、土砂災害警戒情報等）、河川情報及び避難情報の意味と、とるべき行動、並びに情報の入手手段（テレビ、テレビのデータ放送、ラジオ、防災メール、防災 Web 等）について、防災教室、出前講座、ホームページ、住民説明会、防災訓練、広報誌、広報番組等により周知	広島地方気象台、中国地方整備局、県、市町
防災・減災のための調査・研究	災害のメカニズム解明や災害を未然に防ぐための早期検知システム等の開発、災害に強いまちづくりの支援、研究成果の情報発信、人材育成	学校（大学のみ）
防災情報メール・防災情報アプリの登録促進	携帯電話販売店に説明用チラシを配置し、携帯電話の更新・新規購入者への登録を促進	携帯電話会社
	携帯・スマートフォン教室の機会を捉えた登録促進	
	レシート裏面などを活用した登録促進	事業者
	防災教室、出前講座、住民説明会、防災訓練、広報誌、広報番組、転入者への周知等を通じた登録促進	広島地方気象台、県、市町
	防災情報メールの多言語化（11 言語でチラシを配布）	県、市町

取組	内容	取組主体
	在住外国人向けポータルサイト「Live in Hiroshima」を活用した登録促進	県
報道機関との連携による「察知する」事柄の周知	テレビ、ラジオ、新聞、フリーペーパー、ケーブルテレビなどを通じ、ターゲットを明確にした上で災害の危険性をいち早く「察知する」ための手段等の定期的な周知	県
	「みんなで減災」推進大使による、災害の危険性をいち早く「察知する」ための手段の、テレビなどによる周知や、防災教室や講演会における講演の実施	
気象情報・避難情報の入手手段である県防災 Web 等の周知	イベント、パソコン・スマートフォン教室等の機会を利用した県防災 Web の操作体験の実施と防災情報メール等の登録促進	事業者
	テレビやラジオ番組で、県防災 Web などでの気象情報・避難情報の確認を促進	放送事業者
避難指示等の避難情報の伝達及び入手方法の周知	防災情報アプリの登録促進	携帯電話会社、 県
	自治体主催の防災訓練において、緊急速報メールの配信等の利用方法を周知	携帯電話会社
	大雨洪水警報や避難指示などが出た場合、自局ホームページや、SNS（ツイッター、フェイスブック）による情報提供	放送事業者
	緊急速報メールの積極的な活用による避難情報の伝達	市町
	住民に災害発生の切迫性が伝わる情報の伝え方の工夫及び文例の作成	
	防災教室、出前講座、イベント等の機会を利用した避難情報の入手方法の周知	県、市町
緊急速報メールによる気象情報・避難情報の周知	自社ホームページによる緊急速報メールの機能等の周知	携帯電話会社
	緊急速報メールで伝達される情報内容（避難指示等）の周知	市町
自主防災組織等による情報伝達及び避難体制の確保	災害時の連絡網に、固定電話だけでなく携帯電話等（SNS の活用）を加えた情報伝達	自主防災組織、 女性防火クラブ
	行政等が発信する避難情報などの入手手段の確保及び地域内への伝達	自主防災組織、 女性防火クラブ、 消防団
	災害発生の前触れを察知した際に、自主避難を呼びかける連絡体制（連絡網等）及び避難体制の確保	
	携帯、スマートフォン、パソコン等での情報収集が困難な人への対応を含めた、自治会、民生委員等と連携した情報伝達手段の確保	
避難指示等の避難情報の住民への伝達		
避難先の確保状況や高台等の駐車場確保に関する情報を周知	市町	

取組	内容	取組主体
	テレビ(データ放送を含む。), ケーブルテレビ, ラジオ, 県防災 Web, 防災情報メール, 音声告知放送, FAX (聴覚障害者用), ホームページ, SNS (ツイッター, フェイスブック), 緊急速報メール, 防災行政無線, おたすけフォン, サイレン, 広報車等を通じて, 避難情報を伝達	県, 市町
	テレビのデータ放送やメールマガジンによる避難指示等の防災情報の提供	県
	適切なタイミングで避難情報が発令されるよう, 市町とのシステム連携などにより, 市町の監視体制を支援	
来訪者に対する気象情報・避難情報の提供	病院, 診療所の待合室等にテレビやモニターを設置し, 来訪者等に気象情報・避難情報を迅速に提供	病院, 診療所, 歯科診療所
県防災 Web 等での気象情報・避難情報の伝達	企業などのホームページに県防災 Web 等のバナーを掲載	事業者
	中国地方整備局ホームページにより防災情報(河川, 道路等)を提供	中国地方整備局
	県防災 Web (土砂災害ポータル, 河川防災情報, 高潮・津波災害ポータル), 気象庁ホームページ等による気象情報・避難情報の伝達	県, 広島地方気象台
	防災教室, 出前講座, 住民説明会, 防災訓練, 広報誌, 広報番組等による県防災 Web 等の周知	県, 市町
	ヤフー(株)と共同開発により, 土砂災害発生の危険の高まりをプッシュ通知で伝える「防災マップ」の運用を開始	県, 事業者
避難指示等の判断基準・伝達方法の周知	自主避難等の避難行動の判断材料の参考となるよう, ホームページに避難指示等の判断・伝達マニュアル等を掲載	市町
災害発生の前触れを察知する方法等の周知	防災教室, 出前講座, 広報誌, ハザードマップ配布時等において, 災害発生の前兆現象の内容と発生時の対応(垂直避難など避難行動の方法や近所への伝達等)を周知	市町

### 3) 成果指標

指 標	現状値 (R元)	目標値 (R7)
災害リスク情報を自ら入手するためのツールを確保している人の割合	31.1%*	80.0%

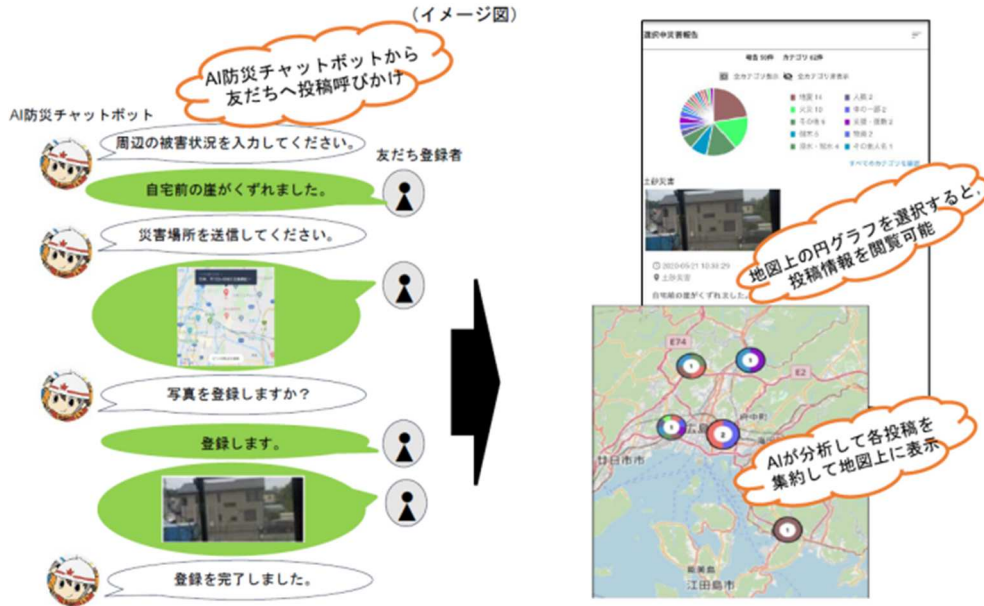
\*県・市町の防災情報メール(ヤフー・防災速報を含む。)を登録している人の割合

#### 4) 活動事例

##### ●AI 防災チャットボットを活用した被害情報の収集

- LINE アカウントと「友だち」登録を行ったユーザーが、災害に関する写真等の情報を LINE 上に投稿し、その内容を AI が分析・集約して地図上に表示する仕組みを構築しました。
- 広範囲の現場の情報を迅速に収集し、その情報を関係機関と共有することが可能になっています。

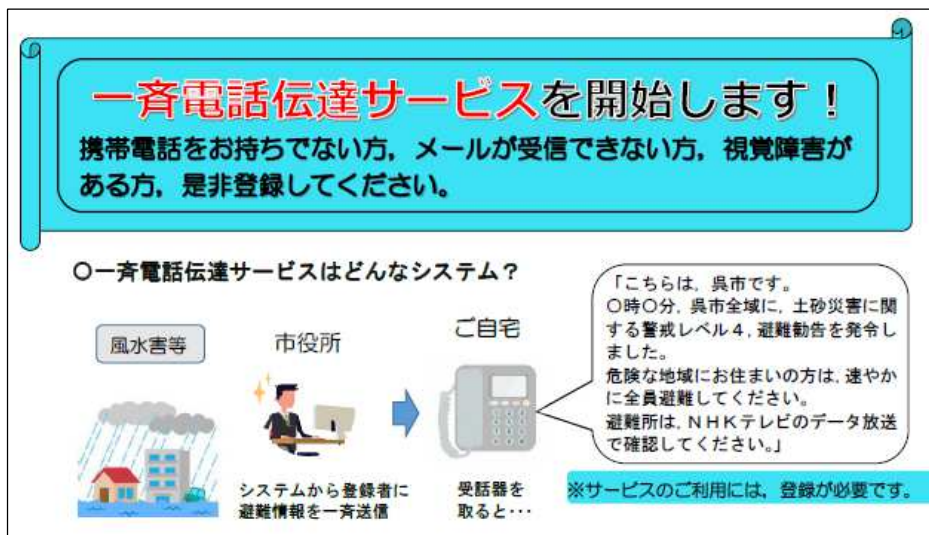
取組主体：県



##### ●新たな情報伝達手段として「一斉電話伝達サービス」を導入

- 令和2年6月から、携帯電話を持っていない、または、視覚障害がある等の理由で、携帯電話のメール等で避難情報を受信できない方を対象に、事前に登録していただいた自宅の固定電話に向けて、市から発令される避難指示等の避難情報を発信するサービスを開始しています。

取組主体：呉市



## ● 率先避難を呼びかけるメッセージ「あなたの避難が、みんなの命を救う」の活用

- 平成30年7月豪雨災害の検証結果において、災害当日に他者からの避難の呼びかけが有効であったことが確認されています。消防団や子供からの避難の呼びかけに加え、マスメディアから、避難している映像の放送や避難の呼びかけなどを繰り返し行うことにより、避難の実行可能性を高めています。
- また、「あなたの避難が、みんなの命を救う」をメッセージとしたポスターを、公共交通機関等に掲示するなど、率先避難の重要性を伝えています。

取組主体：県



### (3) 自ら判断し災害の種類に応じて適切に『行動する』

#### 1) 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- マイ・タイムラインの作成
- 災害の種類に応じた、早めの適切な避難行動
- 隣近所での声かけ、助け合い
- 防災訓練への参加 など



#### 2) 取組内容

##### ① 重点的な取組

#### 取組 「ひろしまマイ・タイムライン」の作成促進

##### 《取組内容》

「ひろしまマイ・タイムライン」について、小学校・義務教育学校前期課程・特別支援学校小学部、市町、自主防災組織などを通じて、各家庭や地域の防災教室等での作成を促進

##### 《取組主体》

県、市町、学校、自主防災組織

##### 《取組内容》

小・中学校等の児童・生徒を対象とした砂防出前講座において、「ひろしまマイ・タイムライン」の作成を支援

##### 《取組主体》

県

##### ② 重点的な取組を補完する取組

取組	内容	取組主体
自主防災組織等による情報伝達	災害時の連絡網に、固定電話だけでなく携帯電話等（SNS の活用）を加えた情報伝達	自主防災組織、女性防火クラブ
災害発生の前触れ等を察知した際の避難体制の確保	市町が避難準備情報を発令した時や自主防災組織の役員等が災害発生の前触れを察知した時の、自主避難を呼びかける連絡体制（連絡網）及び避難体制の確保並びに情報伝達	自主防災組織、女性防火クラブ、消防団
防災マップの作成等による災害危険箇所の確認	災害図上訓練や防災マップの作成などによる災害危険箇所（避難経路上の危険箇所や迂回路の有無などを含む。）等の確認	自主防災組織、学校
	災害図上訓練や防災マップの作成並びに災害危険箇所や避難方法（垂直避難を含む。）の確認等を支援するため、防災の専門家を派遣	県、市町



取組	内容	取組主体
防災訓練の実施	先進的な事例を取り入れた訓練の実施	自主防災組織、女性防火クラブ
	一斉防災訓練への参加など、地震から命を守るための行動がとれるよう、地域、事業者、学校などの各主体が、訓練を実施	自主防災組織、女性防火クラブ、事業者、学校
	総合防災訓練、避難訓練等により、適切な避難行動の確認などを促進	県、市町
	外国人の適切な避難行動を促進するため、外国人を対象とした避難対応訓練を実施	市町
避難行動要支援者等の避難支援	避難行動要支援者名簿の作成	市町
	避難行動要支援者の個別計画の策定及び自主防災組織等と連携した避難訓練の実施、搬送支援	市町、自主防災組織、消防団、女性防火クラブ、社会福祉協議会
	自主防災組織等と連携した要配慮者利用施設の避難体制の確立	施設管理者、県、市町
高齢者への呼びかけ避難を促進するポスターの掲示	高齢者への「呼びかけ避難」の重要性を伝えるポスターを、公共交通機関等に掲示	県
災害の種類に応じた適切な行動の周知	災害に備え具体的にどう行動するのかを意識してもらうよう啓発	放送事業者
	災害発生時の対応に係るマニュアルを作成	学校
	防災教室、出前講座、住民説明会、防災訓練、広報誌、広報番組等で災害から命を守るために必要な行動（災害の種類に応じた自らの判断による避難行動（垂直避難、高台避難等））や、危険を感じた時は、避難指示等の有無にかかわらず、避難行動を行うことの周知	県、市町
	先進的な事例等を収集し、県防災 Web 等へ掲載するとともに取組を促進	県
報道機関との連携による「行動する」事柄の周知	テレビ、ラジオ、新聞、フリーペーパー、ケーブルテレビなどを通じ、ターゲットを明確にした上で、自ら適切に判断してとってもらいたい「行動」の種類等について定期的な周知	県
	「みんなで減災」推進大使による、上記行動の種類等のテレビなどでの周知や、防災教室や講演会における講演の実施	
社内における帰宅支援対策等	地震災害時における帰宅ルートを社員が各自で確認できるよう、ハンドブック等を作成	事業者

取組	内容	取組主体
	自社で作成した災害時初動マニュアル及び帰宅支援マップの社員への周知	
社員等への防災情報の提供	台風接近前に社員及びその家族に対して、防災情報を提供	事業者
県民一人一人による防災に関する運動の奨励	県民一人一人が防災に関して、日常生活において自分でできることから始めることを促進	県

### 3) 成果指標

指 標	現状値 (R元)	目標値 (R7)
マイ・タイムラインを作成している人の割合	—	60.0%
防災教室・訓練への参加者割合	41.5%	60.0%

### 4) 活動事例

#### ● 「ひろしまマイ・タイムライン」作成の促進

- ・「ひろしまマイ・タイムライン」について、小学校・義務教育学校前期課程・特別支援学校小学部、市町、自主防災組織などを通じて、各家庭や地域の防災教室等での作成を促進しています。
- ・パソコンやスマートフォン等で、デジタル版でも作成できるように、ポータルサイト『「みんなで減災」はじめの一步』内に専用サイトを開設し、県民の皆様に幅広く、作成いただけるよう取り組んでいます。

取組主体：県、市町、学校、自主防災組織



## ●呼びかけ等も含めた防災訓練の実施

- いざという時に命を守るための行動がとれるよう、自主防災組織等が中心となって、呼びかけ等も含めた防災訓練を実施しています。

取組主体：自主防災組織，市町，県



## ●わがまち防災マップの作成

- 土砂災害警戒区域等の情報や一時的な退避施設のほか、側溝のふたがない、街灯がない、あるいは水路があって道幅が狭いなど、住民の方が自ら歩いて確認した避難経路上の危険箇所などを記載した、地域独自のマップ作成に取り組んでいます。
- 作成に関する一連の作業により、危険箇所の確認ができるとともに、参加者同士の顔の見える関係づくりにも役立っています。

取組主体：自主防災組織



## ●防災訓練の実施

- 風水害や地震を想定し、避難情報の発令から避難所の開設、住民の避難に伴う避難所運営など、避難所運営マニュアルに基づいた訓練を実施し、マニュアルの実効性を検証しています。
- 訓練の後半では、段ボールベッドの組み立て体験や、炊き出し訓練で作ったアルファ化米等を試食しています。
- 訓練時には、事前に用意している非常持出品を実際に持って避難するよう促し、持ち運べる量（重さ）や、必要な物の確認について実施している地域もあります。

取組主体：自主防災組織



## ●外国人の避難対応訓練の実施

- 外国人の皆様が避難しやすい環境をつくり、危険な時にはすぐに避難していただくため、避難訓練を実施することにより外国人参加者の防災意識の向上と職員の避難所運営の経験を高めています。
- 日本語に弱い外国人が、災害時に困ることは、情報が伝わらないこととコミュニケーションが取れないことが、一番大きな壁であるため、その壁を少しでも低くするために訓練を実施しています。

取組主体：安芸高田市



## ●高齢者への呼びかけ避難の重要性をメッセージにしたポスターの掲示

- 平成30年7月豪雨災害の犠牲者の多くが高齢者の方でした。県の調査では、高齢者は災害の危険が高まっても、「まだ大丈夫。」と考え、避難を先延ばしにする傾向があることから、『「助け出す」より「連れ出す」ことをまず、考える』をメッセージにしたポスターを公共交通機関等に掲示し、高齢者への呼びかけ避難の重要性を伝えています。

取組主体：県



## 2 普段から災害に備えるための行動

### (4) 災害及び防災について『学ぶ』

1) 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動

- 防災教室や、防災訓練への参加



2) 取組内容

① 重点的な取組

**取組** VRによる災害疑似体験の実施

《取組内容》

避難の重要性を理解し、早期避難につなげてもらうことを目的とした、災害を疑似体験できるVR教材等を作成し、出前講座などで活用

《取組主体》

県、学校

**取組** 複合災害（豪雨災害＋新型コロナウイルス感染症 等）に係る普及啓発

《取組内容》

避難所への避難以外にも、親戚・知人宅、ホテル、車中泊などさまざまな避難先に避難する「分散避難」について普及啓発

《取組主体》

県、市町、放送事業者

② 重点的な取組を補完する取組

取組	内容	取組主体
防災教室の開催	地域、事業者、学校など各主体がそれぞれ、若しくは連携して防災教室を開催	自主防災組織、女性防火クラブ、消防団、事業者、学校
	行政等が発信する情報を、地域、事業者、学校などで共有	
	主として在宅する者のうち、防災活動に参加する機会の少ない者を対象とした防災教室の開催	県、市町
	各地域で開催される防災教室の実施予定をホームページ、広報誌に掲載し、県民に周知	
	小・中学校の児童・生徒を対象にVR教材を活用した砂防出前講座を開催	県

取組	内容	取組主体
	本県での風水害の多くが、土砂災害による被害であることから、土砂災害に関する知識を高めるため、土砂災害の専門知識を有する職員による防災教室を開催	
	企業の防災担当者等を対象とした防災教室の開催	
	自主防災組織、企業、学校等を対象とした出前講座	県、市町、中国地方整備局
	小学生とその家族を対象とした防災教室	市町
	県防災拠点施設における防災教室	県
	広島市総合防災センターにおける防災研修機会の提供	市町
	講演会、イベント等の場を利用した防災教室（降雨体験機、3D土石流体験装置、土石流模型実験装置、起震車による地震体験などで災害の疑似体験）	中国地方整備局、市町
	学校での防災授業や防災関係機関が開催する研修、訓練、講演会等での出前講座の実施	広島地方気象台
	気象庁ワークショップ「経験したことの無い大雨 その時どうする？」の実施	
	高齢者を対象として、災害時に家族・知人に安否を伝えることができる「災害伝言板サービス」の使い方を周知	携帯電話会社
高校生を対象として、グループチャット・アプリを使用した、災害時の情報交換方法を周知		
教材の作成	主として在宅する者のうち、防災活動に参加する機会の少ない者を対象とした教材の作成	県、市町
防災マップの作成等による災害危険箇所の確認	災害図上訓練や防災マップの作成などによる災害危険箇所（避難経路上の危険箇所や迂回路の有無などを含む。）等の確認	自主防災組織、学校
	災害図上訓練や防災マップの作成並びに災害危険箇所や自力で避難することが困難な人への対応も含めた、避難方法（垂直避難を含む。）の確認等を支援するため、防災の専門家を派遣	県、市町
学校における防災教育の推進	防災教育を推進するための教職員研修	学校
	「防災教育の手引」を活用した「防災に関する授業」の推進	
	災害危険箇所、避難場所、避難経路等について全学校及び家庭において確認	
	専門機関等と連携した防災教育等の実施 町内会、自主防災組織等、地域と連携した防災訓練の実施	

取組	内容	取組主体
	先進校における取組事例の県防災 Web 等への掲載や、他の学校への波及	県, 市町
報道機関との連携による「学ぶ」事柄の周知	テレビ, ラジオ, 新聞, フリーペーパー, ケーブルテレビなどを通じ, ターゲットを明確にした上で, 防災教室や防災訓練などで「学ぶ」事柄について定期的な周知	県
	「みんなで減災」推進大使による, 防災教室や防災訓練などで「学ぶ」事柄のテレビなどでの周知や, 防災教室や講演会における講演の実施	
自主防災組織等による防災訓練	防災訓練や防災講習会の開催	自主防災組織, 女性防火クラブ, 消防団
	地域と連携した防災訓練	
他のイベントと組み合わせた防災訓練	気軽に参加できる環境をつくるため, 地域の行事(運動会, とんど, 地域清掃など)など他のイベントと組み合わせた訓練(消火訓練, 災害危険箇所等の確認, 炊き出しなど)を実施	自主防災組織, 女性防火クラブ, 消防団
外国人を対象とした防災訓練	外国人の適切な避難行動を促進するため, 外国人を対象とした避難対応訓練を実施	市町
各地域で開催される防災訓練の周知等	防災訓練等の実施予定をホームページ, 広報誌に掲載し, 県民に周知	県, 市町
	国, 県, 市町の職員が, 地域で開催される防災教室, 防災訓練等に参加し, 地域住民とともに学ぶ	国, 県, 市町
県内一斉の防災訓練への参加等	一斉防災訓練への参加など, 地震災害から命を守るための行動がとれるよう, 地域, 企業, 学校などの各主体が, 訓練を実施	自主防災組織, 事業者, 学校
過去の災害から学ぶ	防災訓練等で, 被災体験, 歴史的文書や記念碑などにより過去に地域で発生した災害の教訓を伝承	自主防災組織, 消防団
	ニュース記事に加え, 連載や特集を掲載し, 災害の原因に迫るとともに, 土砂災害警戒区域の指定や被災者支援などを検証	報道機関
	報道を通じ, 県民に防災・減災について考えてもらう素材を提供	
	県防災 Web に過去の災害記録を掲載(地域の砂防情報アーカイブ, 広島県の砂防資料館等)	県
	過去の災害の事例を取り込んだ防災に関する教材を, ターゲット別に作成	
企業・団体による学ぶ場の提供	自局のホームページで, 防災・減災の知識や情報を提供	放送事業者



取組	内容	取組主体
	出前講座、イベント等において、緊急速報メールの配信、災害用伝言板サービス、災害用音声お届けサービスの利用方法を周知	携帯電話会社
	セミナー等を通じて、防災等に関する意識啓発を推進	社会福祉協議会
	市町社協が災害ボランティアグループ等と連携して、災害・防災の意識啓発グッズ（防災かるた・すごろく等）を作成し、研修会で活用方法を周知	
事業者等における防災教室の促進	防災に関する必要な知識の習得	事業者団体
	構成団体等を対象とした会議等において県民運動を周知	
	構成団体等に対して防災に関する研修等の実施を依頼	
	企業研修のカリキュラムに防災に関する内容を追加	
	専門家の派遣等により、企業、団体が実施する防災研修を支援	県、市町
企業等による防災訓練の実施	企業防災訓練	事業者
	従業員を対象とした「安否確認メール」による安否確認訓練	
	ハザードマップを知ることによる災害危険箇所を把握する訓練	
教材の提供	地震への備えとして作成した「災害対策ガイドブック」に、風水害等への備えを追加して改訂し、ユーザーへ周知	携帯電話会社
災害時の連絡手段の周知	防災教室等において、171 伝言板サービスや災害用伝言板サービスなどの連絡手段を周知	携帯電話会社
緊急速報メールに関する周知	緊急速報メールが、どのような時（地震、避難指示等）に発信されるのかや、発信される情報の内容（どのような行動をとればよいのかなど）はどのようなものか、どのように届くのか（情報の種類による着信音の違い等）などを周知	携帯電話会社
報道番組で学ぶ	災害・防災をテーマに報道した過去の映像を、自局のホームページに掲載	放送事業者
FM と連携した防災情報等の提供	市町社協による被災者生活サポートボランティアネットワークの構築により、市町のFM と連携して定期的な防災情報等を提供	社会福祉協議会
行政等による防災訓練	住民、企業、防災関係機関等の参加による総合防災訓練、総合水防演習、避難訓練を実施	中国地方整備局、県、市町
	防災訓練、生涯学習、公民館講座を通じた、非常食づくり・炊き出し訓練を実施	市町
	全住民を対象とした避難訓練を実施	

取組	内容	取組主体
	学校における地震総合訓練の実施	学校
全市町一斉避難訓練	緊急速報メールを使用した全市町一斉避難訓練を実施	市町
企業等の防災訓練の促進	専門家の派遣等により、企業、団体が実施する防災訓練を支援	市町

### 3) 成果指標

指 標	現状値 (R元)	目標値 (R7)
防災教室・訓練への参加者割合（再掲）	41.5%	60.0%

### 4) 活動事例

#### ●砂防出前講座の開催

- ・教育委員会と連携し、県職員や砂防ボランティア広島県協会会員等を講師として、土砂災害に関する防災教育「砂防出前講座」を行い、次代を担う子供たちが自分の命を自分で守り抜く力を付け、将来、地域の防災リーダー（防災士等）として災害時に活躍できるようにしています。
- ・平成30年7月豪雨災害を踏まえ、模型による土砂災害の実験に加え、「ひろしまマイ・タイムライン」の活用や、土砂災害の疑似体験ができるVR教材など最新の知見を取り入れて実施し、より効果的な防災教育を推進しています。
- ・参観日や地域懇談会等の機会に講座を行うなど、保護者や地域の方にも見ていただける工夫をしています。

取組主体：県



## ●土砂災害の可視化のための VR 教材の制作及び活用

- ・土砂災害の疑似体験ができる VR 教材を制作し、防災教室等で活用しています。災害を可視化する VR・AR 等の疑似体験などを通じて、豪雨災害についての正確なイメージを持っていただけるよう取り組んでいます。

### 【主な特徴】

- ・警戒レベル 3・4 の発令の状況から土砂災害被災までの一通りの体験が可能です。
- ・雨や土砂災害体験のリアルさを体験できます。
- ・ストーリーの中に、避難選択の分岐を設けることで、自分が選んだ選択肢の反省など、事後の学習にも活用できます。

取組主体：県



## ●子供たちを対象とした防災体験学習の実施

- ・広島市が養成した広島市地域防災リーダー（防災士）がアドバイザーとなり、避難所での宿泊訓練を含む防災体験学習を行っています。子供たちに防災を身近なものとして捉えさせ、地域の防災力を高めることができます。
- ・防災体験学習では被災された方のお話を聞いたり、防災に関するゲームや、炊き出し訓練、段ボールベッドの組み立て等を体験したり、ハザードマップを活用した避難経路の確認や、地域の水害碑について学習し、避難所となる体育館・教室で一泊します。

取組主体：自主防災組織，広島市



## ●防災ワークショップの開催

- 教師，地域の防災リーダー（防災士等）及び市町防災担当者等を対象に，ワークショップ「経験したことのない大雨 その時どうする？」を開催し，学校における防災教育や地域での防災意識の向上，防災気象情報の普及啓発をしています。
- 少人数のグループに分かれて様々な意見を出し合い，グループ毎でまとめた後，さらに全体で議論することで問題を解決する力を高めます。また，高齢者や障がい者，乳幼児等，要配慮者の方々の立場を理解し思いやる力を高めています。

取組主体：広島地方気象台



## ●地域と連携した学校における防災教育の推進

- 自分の命だけでなく他者の命を守る行動をとることを学ぶため，地域のお年寄りの集まりに出向き，避難の重要性を説明したり，災害ごとの避難場所や経路を記したチェックシートと一緒に作成したりする防災講座を開催しています。
- 講座の最後には，「お年寄り SOS カード」を配付するなど，活動を通して，自分が坂町の未来の担い手であることに気付き，地域の一員であることに誇りをもてるように取り組んでいます。

取組主体：坂町立坂中学校



## (5) 災害に『備える』

- 1) 県民や自主防災組織等にとっていただきたい行動
  - 非常持出品及び備蓄品の準備, 家具の転倒防止等
  - 家族間・住民同士の連絡体制の整備



### 2) 取組内容

#### ① 重点的な取組

##### 取組 避難先の複数確保

###### 《取組内容》

指定緊急避難場所にこだわらない, 避難先の複数確保を促進

###### 《取組主体》

県, 市町

##### 取組 避難所の環境改善

###### 《取組内容》

避難阻害要因となる避難所の環境改善

###### 《取組主体》

県, 市町

##### 取組 呼びかけ体制の構築

###### 《取組内容》

役員, 防災リーダー(防災士等)を中心とした自主防災組織等による呼びかけ体制の構築

###### 《取組主体》

自主防災組織, 県, 市町

##### 取組 避難行動要支援者等の避難支援

###### 《取組内容》

避難行動要支援者名簿の作成

###### 《取組主体》

市町

###### 《取組内容》

避難行動要支援者の個別計画の策定及び自主防災組織等と連携した避難訓練の実施, 搬送支援体制の確立

###### 《取組主体》

市町, 自主防災組織, 消防団, 女性防火クラブ, 社会福祉協議会

###### 《取組内容》

自主防災組織等と連携した要配慮者利用施設の避難体制の確立

###### 《取組主体》

施設管理者, 県, 市町

##### 取組 地震に備えた防災行動の促進

###### 《取組内容》

報道機関等との連携による普及啓発

###### 《取組主体》

県, 放送事業者, 事業者

② 重点的な取組を補完する取組

取組	内容	取組主体
一時退避施設の確保	避難場所までの避難が困難な場合などに備えて、一時退避施設（商業施設（駐車場）、マンション、社宅等）を確保	自主防災組織
土砂災害に対する建物の改修の促進	市町における土砂災害に対する建物の改修補助制度について、県ホームページで周知	県
避難場所の確保等	ロビーを帰宅困難者用の一時退避場所として提供するとともに、携帯電話充電サービスを実施	携帯電話会社
	災害の種類に応じた避難場所の確保	市町
	企業と協定を締結し、民間施設による避難場所を確保	
	避難場所までの避難が困難な場合などに備え一時退避施設の整備 避難場所をいち早く開設する体制の整備	
避難保険商品の開発	避難行動の調査・分析を行い、避難時に発生した費用を保険料で支払えるよう、新たな保険商品を開発	学校（大学のみ）、事業者
自主防災組織等による情報伝達	災害時の連絡網として、固定電話と携帯電話等（SNSの活用）を整備	自主防災組織、女性防火クラブ
	行政等が発信する情報を、地域などで共有	
防災リーダー（防災士等）の養成及び自主防災組織の育成強化	防災リーダー養成講座等を通じて防災リーダー（防災士等）を養成	市町
	自主防災組織への出前講座等	
	自主防災組織の設立の支援及び自主防災アドバイザーの育成・派遣 自主防災アドバイザーの指導力の維持・向上を図るため、「スキルアップ研修」の実施	県
災害発生の前触れ等を察知した際の避難体制の確保	市町が避難準備情報を発令した時や自主防災組織の役員等が災害発生の前触れを察知した時に、自主避難を呼びかける連絡体制（連絡網）及び避難体制の確保を促進	市町、自主防災組織
	住民が自主避難したい時に、早期に避難所が開設されるよう連絡体制を確立	
安否確認システムの導入・運用	有事の際に必要な情報が早期に収拾できるようなシステムを導入するとともに定期的な確認訓練の実施	事業者
学校内の設備等の転倒防止対策	学校施設内の設備の転倒防止対策や避難経路の確保	学校
耐震化や家具の転倒防止策の促進	ホームページ、防災教室、出前講座、他のイベント等を通じて、耐震化や家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会の提供	県、市町

取組	内容	取組主体
	耐震診断・耐震改修の方法や市町における耐震診断・耐震改修の補助制度について、県・市町等のホームページで周知	
耐震化の促進	木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修補助の実施	市町
報道機関との連携による「備える」事柄の周知	テレビ、ラジオ、新聞、フリーペーパー、ケーブルテレビなどを通じ、ターゲットを明確にした上で、非常持出品などの「備え」について定期的な周知	県、放送事業者
	「みんなで減災」推進大使による、「備える」事柄の、テレビなどでの周知や、防災教室や講演会における講演の実施	
備えるフェアの拡充	協賛企業の店舗で、非常持出品や備蓄品の展示コーナーを設置し、非常持出品や備蓄方法及び消費期限の確認の必要性を周知	事業者
	備えるフェアの周知に係る広報（県ホームページやマスコミと連携した周知、企業の新聞折込チラシへの掲載）	県、事業者
	備えるフェアへの参加企業の拡大	県
出前講座等による啓発	出前講座、防災訓練、ホームページ等を通じて、懐中電灯、着替え、常備薬などの非常持出品の備え及び消費期限の確認の必要性を周知	県、市町
	社会福祉協議会や防災士会との連携による啓発活動	
	非常持出品リストカードの配布	
防災イベントの開催	家族単位で参加できる大規模な防災啓発イベントの開催	県、市町
	企業が開催する防災イベントと連携し、非常持出品等の備えの啓発	
	イベントの景品として防災グッズを配布	
報道機関等による周知	自局のホームページで、防災・減災に関する情報を提供	放送事業者
	災害発生危険性が高まる梅雨や台風シーズンに、テレビやラジオ番組で、注意喚起	
	過去の災害発生日に合わせ、番組などで再度取り上げ注意喚起	
	日頃から、防災関連情報を伝え、いざという時に具体的にどう行動するか意識啓発	
	テレビやラジオ番組で防災（豪雨災害・地震への備えなど）をテーマにした特集による意識啓発	
	市町社協による被災者生活サポートボランティアネットワークの構築により、市町のFMと連携して定期的な防災情報等を提供	社会福祉協議会

取組	内容	取組主体
防災・減災の取組のアイデアの募集	テレビやラジオ番組で防災・減災のアイデアを募集し、有用なものを番組内で紹介	放送事業者
県民一人一人による防災に関する運動の奨励	県民一人一人が防災に関して、日常生活において自分でできることから始めることを促進	県

### 3) 成果指標

指 標	現状値 (R元)	目標値 (R7)
非常持出品を用意し、かつ3日以上の食糧及び飲料水を備蓄している人の割合	52.3%	70.0%
呼びかけ体制が構築できている自主防災組織の割合	0.7%	100%
家具等の転倒防止を行っている人の割合	49.0%	70.0%

### 4) 活動事例

#### ●うちの避難所登録制度

- ・災害時に地域住民が避難しやすい環境を確保するため、地域が所有する身近な集会所等を、地域が開設・運営する避難所（うちの避難所）として市に登録しています。うちの避難所には市から看板や備蓄毛布の提供等を行っています。

取組主体：尾道市





## ●呼びかけ体制を構築するためのワークショップ等の開催

- いざという時に、自主防災組織が実際に呼びかけを実施するためには、あらかじめ「呼びかけのタイミング（いつ）・方法（何によって）・連絡網（誰が誰に）」の3つを整備しておくことが重要です。
- このため、自主防災組織、市町及び県が連携して、災害図上訓練などの地域の災害リスクを把握する訓練に加え、「避難の呼びかけ体制づくりワークショップ」を開催することで、この3つが整備されるよう、取組を進めています。

取組主体：自主防災組織，市町，県



## ●地域の防災リーダーの養成

- 防災士資格を取得の上、自主防災組織の会長をサポートし、防災リーダーとして活動いただく人材を養成するため、防災士の資格取得制度を活用した防災士養成講座を開催するほか、資格取得後のスキルアップを目的としたフォローアップ研修も開催しています。
- 資格取得後3年間は地域の防災活動に携わること、会長の推薦を得ることなどの受講要件を設けることで、会長をサポートする人材を育成する目的を達成できるよう工夫しています。



取組主体：広島市

## ● 「防災フェア」による災害への備えの促進

- ホームセンター、ショッピングセンターなどの協賛企業・団体において、家具固定具や非常持出品の特設コーナーを設置し、家族で災害への備えを促進する取組を行い、県民が防災用品に触れる機会を提供しています。
- 県民が日頃から訪れるホームセンターやショッピングセンターなどで開催することで、多くの県民が、災害への備えをより身近に感じることができるように取り組んでいます。

取組主体：事業者



## ■ 資料編

## ■ 資料編

### (1) 行動計画（第2期）策定の経過

年	日時	内容
令和2年	5月	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において、策定に向けた基本方針等について協議
	9月	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において、骨子案について協議
	11月	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において、計画素案について協議
	11月～ 12月	計画素案について県民意見募集（パブリックコメント）を実施
令和3年	1月	広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議において、最終案をとりまとめ
		広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画（第2期）策定

### (2) 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動推進会議について

(平成27年5月14日設置)

#### ① 推進会議の役割

- 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動の行動計画に関する協議
- 上記行動計画の推進及びその取組状況の報告及び点検

## ②推進会議の構成

(令和3年1月1日現在)

区分	所属	役職	氏名	
県民 ・ 防災関係 団体	広島市自主防災連合会	会長	近藤 聿興	
	公益財団法人広島県消防協会	会長	延近 敬弘	
	広島県女性防火クラブ連絡協議会	会長	田中 廣子	
	社会福祉法人広島県社会福祉協議会	会長	山本 一隆	
学校	広島大学	学長	越智 光夫	
	広島県私立中学高等学校協会	会長	田中 清峰	
	広島県PTA連合会	副会長	藤井 裕久	
事業者 ・ 経済団体	広島県商工会議所連合会	事務局長	伊木 剛二	
	広島県商工会連合会	会長	熊高 一雄	
	広島県農業協同組合中央会	会長	忠末 宜伸	
	公益社団法人広島県宅地建物取引業協会	会長	津村 義康	
	公益社団法人全日本不動産協会広島県本部	本部長	伊折 一夫	
	株式会社NTTドコモ中国支社	災害対策室室長	八谷 道人	
	KDDI株式会社中国総支社	管理部長	小野 隆	
	ソフトバンク株式会社	地域総務部 九州・中四 国総務課担当課長	真島 光	
	公益社団法人広島県バス協会	専務理事	赤木 康秀	
	一般社団法人広島県医師会	常任理事	西野 繁樹	
	一般社団法人広島県歯科医師会	会長	甲野 峰基	
報道	日本放送協会広島放送局	放送部長	安達 宜正	
	株式会社中国放送	執行役員報道制作局長	城 雅治	
	株式会社テレビ新広島	報道制作局報道部長	萩原 幹史	
	広島テレビ放送株式会社	報道制作局長	佐藤 宏	
	株式会社広島ホームテレビ	報道制作局長	園田 太郎	
	広島エフエム放送株式会社	執行役員コンテンツ本部長	尾形 英貴	
	株式会社中国新聞社	執行役員編集局長	下山 克彦	
行政	国	広島地方気象台	台長	川真田 正宏
		国土交通省中国地方整備局	局長	小平 卓
	県	広島県	知事	湯崎 英彦
		広島県教育委員会	教育長	平川 理恵
	市町	広島県市長会	広島市危機管理担当局長	岩崎 学
広島県町村会		坂町民生部長	大島 英司	
有識者	山口大学大学院創成科学研究科	准教授	瀧本 浩一	
	広島大学大学院総合科学研究科	教授	坂田 桐子	

### (3) 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動条例

(平成 27 年 3 月 16 日条例第 1 号)

本県は、これまで広島県防災対策基本条例を制定し、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助それぞれの役割分担と相互の連携の下、社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」の構築を目指し、計画的な防災施設の整備及び防災意識の醸成等による防災対策を推進してきた。

災害による被害をより一層軽減するためには、県が防災・減災対策をこれまで以上に強力に推進していくことに加え、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、自助、共助、公助が相互に連携し、一体となって取り組む必要がある。

そのため、「災害死をゼロにする」という新たな目標を掲げ、県民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、行政等が一体となって広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動に取り組むことにより、災害に強い広島県の実現を目指す。

#### (目的)

第1条 この条例は、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動（以下「県民総ぐるみ運動」という。）を展開することにより、減災の推進を図り、もって災害に強い広島県の実現を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 広島県防災対策基本条例（平成 21 年広島県条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- 二 防災 広島県防災対策基本条例第 2 条第 2 号に規定する防災をいう。
- 三 減災 災害時の被害をできる限り軽減することをいう。
- 四 自主防災組織等 広島県防災対策基本条例第 2 条第 4 号に規定する自主防災組織その他の地域における活動を行う者の集まりをいう。

#### (基本方針)

第3条 県民総ぐるみ運動は、県民及び自主防災組織等が次に掲げる行動目標を実現することができるよう、県民、自主防災組織等、事業者、市町及び県が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、広島県防災対策基本条例及びこの条例の趣旨を踏まえて取り組むとともに、相互に連携し、及び一体的に推進するものとする。

- 一 次に掲げる災害から命を守るための行動目標
  - イ 地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動をとるために必要な情報を知ること。
  - ロ 災害発生の危険性を察知すること。
  - ハ 自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとること。

## 二 次に掲げる平常時から災害に備えるための行動目標

イ 災害及び防災について学ぶこと。

ロ 非常持ち出し品等の準備及び地域における人のつながりを強めることにより災害に備えること。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本方針にのっとり、前条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(自主防災組織等の役割)

第5条 自主防災組織等は、基本方針にのっとり、第3条に規定する行動目標を実現することができるよう取り組むとともに、県民総ぐるみ運動に積極的に参画するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第3条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

(市町の役割)

第7条 市町は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第3条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動の積極的な推進に努めるものとする。

(県の責務)

第8条 県は、基本方針にのっとり、県民及び自主防災組織等が第3条に規定する行動目標を実現することができるよう、県民総ぐるみ運動を積極的に推進するものとする。

2 県は、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が相互に連携及び協働して取り組む県民総ぐるみ運動を総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれが積極的に県民総ぐるみ運動に参画し、又は推進することを促進するものとする。

(地域において想定される災害の危険性等を知る取組)

第9条 第3条第1号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、あらかじめ、次に掲げる情報を収集することにより、地域において想定される災害の危険性及び災害の種類に応じた適切な行動を知るよう努めるものとする。

- 一 日常生活を営む地域における災害想定区域及び想定される被害等に関する情報
- 二 災害の種類に応じた避難場所、避難経路及び避難等の行動等並びに気象等に関する情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、及び多様な手段を講じることにより、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる情報の意味及び収集の方法について知ることができるようにするとともに、当該情報の意味が理解されるよう努めるものとする。

(災害発生の危険性を察知する取組)

第10条 第3条第1号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、次に掲げる情報を速やかに収集することにより、災害発生の危険性を察知するよう努めるものとする。

- 一 雨量、河川の水位、注意報及び警報、土砂災害警戒情報等の情報
- 二 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の情報

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が災害発生の切迫性を

確認することができるよう、前項に掲げる情報を迅速かつ確実に伝達するよう努めるものとする。

(自ら判断して災害の種類に応じた適切な行動をとる取組)

第 11 条 第 3 条第 1 号ハに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、第 9 条第 1 項及び前条第 1 項に掲げる情報に基づき自ら判断して、災害の種類に応じた避難等の行動及び地域の住民が互いに助け合う行動その他の災害の種類に応じた適切な行動をとるよう努めるものとする。

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する災害の種類に応じた適切な行動をとる上で必要となる知識及び避難等の行動等を習得するため、防災に関する研修及び訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害及び防災について学ぶ取組)

第 12 条 第 3 条第 2 号イに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、防災に関する研修及び訓練等へ参加し、地域において想定される災害の危険性及び災害発生の危険性を察知する方法並びに災害の種類に応じた適切な行動等について、平常時から学ぶよう努めるものとする。

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に規定する地域において想定される災害の危険性等の知識を習得することができるよう、分かりやすい防災に関する研修の実施に努めるとともに、実践的な行動力を習得することができるような防災に関する訓練等を実施するよう努めるものとする。

(災害に備える取組)

第 13 条 第 3 条第 2 号ロに掲げる行動目標を実現するため、県民及び自主防災組織等は、平常時から次に掲げる取組を行うとともに、地域における人のつながりを強めることにより、災害に備えるよう努めるものとする。

- 一 建物の耐震化、家具の転倒防止対策等の実施
- 二 懐中電灯その他の避難時に持ち出す非常持ち出し品等の準備

2 県、市町及び事業者は、相互に連携し、県民及び自主防災組織等が前項に掲げる取組を行うことができるよう、広報活動の充実等を通じてその推進に努めるとともに、地域の住民が互いに助け合う行動をとることができるよう、自主防災組織等の防災に関する活動の活発化の促進に努めるものとする。

(行動計画)

第 14 条 県は、県民総ぐるみ運動の総合的かつ計画的な推進を図るため、行動計画を策定するものとする。

(推進体制)

第 15 条 県は、県民総ぐるみ運動を総合的かつ一体的に推進するため、県民、自主防災組織等、事業者及び市町が参画した推進体制を整備するものとする。

2 県は、毎年度、当該年度の前年度における県民総ぐるみ運動に関する主な施策の推進状況について議会に報告するものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。



## (4) 広島県防災対策基本条例

(平成21年3月24日条例第1号)

災害から生命、身体や財産を守り、安心して安全に暮らすことは、わたしたちの共通の願いである。

しかし、近年、大規模な地震発生の切迫性が高まっており、また、地球温暖化に伴う気候変動による大雨の頻発や台風の大型化などによる災害の激甚化、更に少子高齢化の進行等による地域における防災力の低下が懸念されている。

特に、全国で最多の土砂災害危険箇所を有する本県においては、ひとたび災害が起これば、その被害は甚大なものとなることが想定される。

このような被害を軽減するため、県、市町等が、災害対策基本法及び地域防災計画等に基づき、積極的に防災対策を推進していく中で、より一層被害の軽減を図るためには、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う「公助」に加え、自らの身は自ら守る「自助」や地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する「共助」の取組が不可欠である。

ここに、わたしたちは、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等それぞれが自らの役割を認識し、相互に連携して防災対策を実施することにより、災害を未然に防止し、災害発生時の被害が最小限にとどめられるよう社会全体で減災に取り組む「防災協働社会」を構築し、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、防災対策に関し、基本理念を定め、災害予防対策、災害応急対策並びに復旧及び復興対策における県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町の役割又は責務を明らかにすることにより、防災協働社会の構築に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- 三 防災対策 防災のために行う対策をいう。
- 四 自主防災組織 地域住民が自主的に連帯し、防災に関する活動を行う組織をいう。
- 五 災害時要援護者 災害時の避難行動等において支援が必要となる高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等をいう。
- 六 災害ボランティア 災害発生後において、被災者の生活支援等の災害救援活動を行う個人又は団体をいう。

(基本理念)

第3条 防災対策は、県民が自らの身は自ら守る自助、地域の住民が互いに助け合い地域の安全を確保する共助、県、市町等が県民の生命、身体及び財産を守るために行う公助を基本として、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県、市町等が、男女双方の視点、災害時要援護者の支援等に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、及び協働して行われなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携し、及び協力して防災対策を行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員及び地域住民の安全を確保するとともに、事業を継続することができる体制を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自主防災組織等が行う防災に関する活動並びに県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第6条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域における防災に関する活動を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県及び市町が実施する防災対策に協力するよう努めるものとする。

(災害ボランティアの役割)

第7条 災害ボランティアは、基本理念にのっとり、災害応急対策並びに復旧及び復興対策が効果的に実施されるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、自主防災組織、県、市町等と連携し、被災者の求めに応じたきめ細かな支援に努めるものとする。

(市町の役割)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、自主防災組織及び国、県その他の関係機関と連携し、防災対策の推進に努めるものとする。

(県の責務)

第9条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を災害から守るため、国、市町その他の関係機関と連携し、防災対策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、事業者、自主防災組織、災害ボランティア及び市町が実施する防災対策への支援に努めるものとする。

2 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるものとする。

(ひろしま防災の日及びひろしま防災月間)

第11条 県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の推進を図るため、ひろしま防災の日及びひろしま防災月間を設ける。

2 ひろしま防災の日は6月29日とし、ひろしま防災月間は、6月とする。

## 第2章 災害予防対策

### 第1節 県民の役割

(防災知識の習得等)

第11条 県民は、防災に関する訓練及び研修への積極的な参加に努めるとともに、災害の発生原因となる自然現象（以下この章において「災害発生現象」という。）の特徴、予測される被害及び必要な備え並びに災害発生時にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

2 県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害等災害に関する情報（以下この章において「地域災害関連情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

3 県民は、あらかじめ災害発生現象の態様及び地域災害関連情報に応じた適切な避難時期、避難場所、避難路及び避難方法並びに家族との連絡方法を確認しておくよう努めるものとする。

(自主防災組織への参加等)

第12条 県民は、地域における防災に関する活動を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(災害時要援護者からの情報の提供)

第13条 災害時要援護者は、自主防災組織、市町等に対し、あらかじめ避難等の支援を受ける際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

(生活物資の備蓄等)

第14条 県民は、食料、飲料水、医薬品その他の災害発生時等において必要となる生活物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集の手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要な物資を直ちに持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

2 県民は、災害の未然に防止し、及び災害発生時の被害の拡大を防止するために必要な消火器その他の資機材を整備するよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保等)

第15条 建築物の所有者は、当該建築物について、耐震診断及びその結果に基づく耐震改修等の適切な措置を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、家具、窓ガラス等について、災害発生時の転倒、飛散等を防ぐための措置を実施するよう努めるものとする。

3 ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機（以下この項において「工作物等」という。）の設置者は、当該工作物等の適切な安全点検及び維持管理の実施に努めるとともに、耐震性を確保するために必要な措置の実施に努めるものとする。

### 第2節 事業者の役割

第16条 事業者は、災害発生時における来所者、従業員及び周辺地域住民等の安全の確保並びに事業を継続するための計画の策定及び計画を実施するための体制の整備に努めるものとする。

2 事業者は、防災に関する訓練及び研修を積極的に実施するよう努めるとともに、自主防

災組織，県及び市町が実施する訓練及び研修に参加し，又は従業者を参加させるよう努めるものとする。

### 第3節 自主防災組織の役割

（防災意識の啓発等）

第17条 自主防災組織は，地域における防災意識の啓発及び高揚を図るための防災に関する訓練及び研修の実施に努めるとともに，県，市町等が行う防災に関する研修等への積極的な参加に努めるものとする。

（地域災害関連情報の確認等）

第18条 自主防災組織は，県，市町等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し，及び地域災害関連情報を確認し，あらかじめ災害発生現象の態様及び当該地域災害関連情報に応じた適切な避難時期，避難場所，避難路，避難方法等を把握するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は，前項の規定により把握した情報その他の防災に関する情報を掲載した地図の作成及びその周知に努めるものとする。

（災害時要援護者の支援等）

第19条 自主防災組織は，災害時要援護者の避難等の支援を円滑に行うため，市町，民生委員児童委員（民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童委員をいう。第43条において同じ。）等と連携し，あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は，前項の規定により把握した災害時要援護者に関する情報の漏えい及び目的外利用を防止し，当該情報を適正に管理するものとする。

3 自主防災組織は，災害時要援護者が行う災害予防対策の支援に努めるものとする。

（避難勧告等への対応の準備）

第20条 自主防災組織は，避難勧告等が発令された場合に避難が円滑に行われるよう，あらかじめ市町と役割分担について協議し，及び構成員の役割分担を設定しておくよう努めるものとする。

（物資の備蓄等）

第21条 自主防災組織は，初期消火，負傷者等の救出救護その他の災害発生時の応急的な措置に必要な物資及び資機材の備蓄，整備及び点検の実施に努めるものとする。

### 第4節 県及び市町等の役割

（防災意識の啓発等）

第22条 県及び市町は，自主防災組織及び関係機関と連携し，県民等に対する防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及に努めるものとする。

（学校等における防災に関する教育の実施）

第23条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（第38条第1項及び第47条において「学校」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所（第47条において「保育所」という。）の設置者又は管理者は，幼児，児童，生徒及び学生に対する防災に関する教育の実施に努めるものとする。

(防災訓練等の実施)

第 24 条 県及び市町は、県民、事業者、自主防災組織及び国その他の関係機関と連携し、防災に関する訓練及び研修を実施するよう努めるものとする。

(災害に関する情報の提供等)

第 25 条 市町は、地域災害関連情報及び適切な避難時期の判断に必要な情報を住民に提供するように努めるとともに、災害想定区域、避難場所、避難路等災害に関する総合的な資料を図面に表示した地図(第 39 条第 1 項において「ハザードマップ」という。)の作成及び住民への周知に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

3 県及び市町は、災害状況を記録し、公表するものとする。

(自主防災組織への支援)

第 26 条 市町は、自主防災組織の結成及び活動の支援に努めるものとする。この場合において、自主防災組織の結成を目指す者及び自主防災組織の中心となって活動する者の育成について特に配慮するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(災害時要援護者の支援体制の整備)

第 27 条 市町は、災害時要援護者の把握に努めるとともに、自主防災組織及び民生委員児童委員協議会(民生委員法第 20 条第 1 項に規定する民生委員協議会をいう。)その他の関係機関と連携し、災害時要援護者の支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

2 市町は、関係機関と連携し、福祉避難所(災害時要援護者のうち避難場所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるための条件を満たす避難所をいう。)を確保するように努めるものとする。

3 県は、前 2 項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(災害ボランティアの活動環境の整備等)

第 28 条 県及び市町は、災害発生時に災害ボランティアの活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティアの活動及びその支援を目的としている団体と、平常時から連携に努めるとともに、災害ボランティアの活動への参加に関する啓発及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及に努めるものとする。

(避難計画の作成等)

第 29 条 市町は、自主防災組織と連携し、災害発生現象の態様及び地域の特性を考慮した避難計画を作成するように努めるものとする。この場合において、早期に避難行動を開始することを求める避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他の避難のために必要な事項を明示するように努めるものとする。

2 市町は、避難場所の運営について、あらかじめその所有者又は管理者及び自主防災組織と連携し、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成しておくよう努めるものとする。

3 市町は、自主防災組織及び関係機関と連携し、第 1 項の避難計画を住民に周知するように努めるものとする。

(医療救護体制の整備)

第 30 条 市町は、関係医師会と連携し、医療救護活動に関する計画の作成に努めるととも

に、災害が発生した場合における医療救護体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の医療救護体制を支援するため、災害拠点病院及び災害協力病院の指定、医薬品等医療資機材を確保するための体制の整備等広域医療救護体制の整備に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制整備)

第 31 条 県及び市町は、関係機関と連携し、感染症の発生の予防、まん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制の整備に努めるものとする。

(輸送体制の整備)

第 32 条 県は、緊急輸送路の指定、関係事業者等との協定の締結等災害発生時における備蓄物資等の輸送体制の整備に努めるものとする。

(他の地方公共団体等との連携体制の整備)

第 33 条 市町は、他の市町村等との間で応援協定等を締結するなど、連携して活動するための体制の整備に努めるものとする。

2 県は、他の都道府県等との間で広域的な連携に関する協定を締結するなど、迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制の整備に努めるものとする。

(消防団及び水防団の充実等)

第 34 条 市町は、地域の防災対策において重要な役割を担う消防団及び水防団の組織の充実及び機能の強化に努めるものとする。

2 県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

(情報収集伝達体制の整備)

第 35 条 市町は、住民への災害及び避難に関する情報の提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手手段の整備及び確保に努めるものとする。

2 市町は、災害により、帰宅することが困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者(第 42 条及び第 45 条においてこれらの者を「帰宅困難者」という。)に対する必要な情報の提供体制の整備に努めるものとする。

3 県は、気象情報、被害その他の災害に関する情報(以下この項及び次項において「災害情報等」という。)の入手手段並びに災害情報等を市町及び関係機関へ提供するための手段を整備し、又は確保しておくものとする。

4 県及び市町は、あらかじめ報道機関との間で協定を締結するなど、災害情報等の提供体制の整備に努めるものとする。

(防災及び危機管理体制の整備)

第 36 条 県及び市町は、災害に迅速かつ的確に対応するための防災及び危機管理体制の整備に努めるものとする。

2 県及び市町は、職員に対する災害及び防災に関する知識並びに災害発生時等にとるべき行動の習得並びに防災意識の高揚を図るための訓練、研修等を実施するものとする。

(物資等の備蓄等)

第 37 条 県及び市町は、災害の発生に備え、応急対策に必要な物資及び資機材の備蓄に努めるとともに、関係事業者との間で協定を締結するなど、物資等の調達体制の整備に努めるものとする。

(公共施設の整備)

- 第 38 条 県及び市町は、防災対策の拠点となる庁舎、消防署、警察署等の施設及び避難場所として使用される学校等の施設について、計画的な耐震化の推進に努めるものとする。
- 2 県及び市町は、道路、公園、河川、港湾、砂防施設等について、防災上の観点から、定期的な点検及び計画的な整備に努めるものとする。

第 3 章 災害応急対策

第 1 節 県民の役割

(避難の実施)

- 第 39 条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害に関する情報に留意し、ハザードマップ及び第 18 条第 2 項の地図の活用等により自ら必要と判断したとき又は避難勧告等の発令があったときは、速やかに、かつ、互いに助け合い、避難するよう努めるものとする。
- 2 避難場所を利用する者は、第 29 条第 2 項の行動基準に従い、互いに協力して共同生活を営むとともに、避難勧告等が解除されるまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

(車両使用の自粛等)

- 第 40 条 県民は、災害発生時において、公安委員会又は警察官が行う車両の通行の規制その他の交通の規制を遵守するとともに、迅速な災害応急対策の実施の妨げとならないように車両の使用を自粛するよう努めるものとする。

第 2 節 事業者の役割

(来所者等の安全の確保)

- 第 41 条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来所者及び従業員の安全を確保するとともに、自主防災組織等と連携し、周辺地域住民等の避難誘導、初期消火、負傷者の救出救護、災害に関する情報の収集及び提供等を行い、周辺地域住民等の安全を確保するよう努めるものとする。

(帰宅困難者対策への協力)

- 第 42 条 事業者は、災害発生後の交通状況等を勘案し、必要に応じ、従業員への帰宅の一時見合わせの呼びかけ等帰宅困難者の発生抑制に努めるものとする。
- 2 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者が発生しているときは、事業所の規模及び業態に応じ、一時的な避難場所の提供その他の支援に努めるものとする。

第 3 節 自主防災組織の役割

- 第 43 条 自主防災組織は、市町、民生委員児童委員等と連携し、地域住民の安否等に関する情報の収集及び伝達、避難誘導、初期消火、負傷者等の救出救護、給水及び給食等地域における災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第 4 節 災害ボランティアの役割

- 第 44 条 災害ボランティアは、県、市町、自主防災組織等と連携し、被災者の生活支援等被災地において求められる災害応急に関する活動を実施するよう努めるものとする。

第 5 節 県及び市町等の役割

(情報の収集及び提供)

第 45 条 県及び市町は、速やかに、災害及び防災に関する情報を収集し、住民、自主防災組織、帰宅困難者等に対し、迅速かつ的確に提供するものとする。

(自主防災組織等の活動支援)

第 46 条 市町は、自主防災組織及び災害ボランティアによる防災に関する活動に必要な場所、情報等を提供するよう努めるものとする。

(学校等における児童等の安全の確保)

第 47 条 学校及び保育所の設置者又は管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乳幼児、児童、生徒及び学生の安全の確保に努めるものとする。

(災害応急対策のための体制の確立等)

第 48 条 県及び市町は、避難、救助、医療等の災害応急対策を実施するための体制の迅速な確立及び当該対策の的確な実施に努めるものとする。

(市町への応援)

第 49 条 県は、市町からの応援及び応急措置の実施要請に対し、速やかに、対応するものとする。

#### 第4章 復旧及び復興対策

##### 第1節 県民の役割

第 50 条 県民は、事業者、自主防災組織、災害ボランティア、県及び市町と協働して、自らの生活を再建し、地域社会を再生するよう努めるものとする。

2 県民は、循環型社会を形成する観点から、廃棄物の発生を抑制するよう努めるものとする。

##### 第2節 事業者の役割

(雇用の場の確保等)

第 51 条 事業者は、事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるとともに、国、県、市町等と連携し、地域経済の復興に貢献するよう努めるものとする。

(生活に不可欠な施設の復旧)

第 52 条 水道、下水道、電気供給施設、ガス供給施設、電気通信事業の用に供する施設等の設置者又は管理者は、相互に情報の共有を図りながら、速やかに、復旧対策を実施するよう努めるものとする。

##### 第3節 自主防災組織の役割

第 53 条 自主防災組織は、地域における復旧及び復興対策の実施に協力するよう努めるものとする。

##### 第4節 災害ボランティアの役割

第 54 条 災害ボランティアは、被災者の生活再建が円滑に行われるよう、災害ボランティアの活動の支援を目的としている団体、県、市町等と連携し、被災者の意向に配慮した支援を実施するよう努めるものとする。

##### 第5節 県及び市町の役割

第 55 条 県及び市町は、大規模な災害後の復旧及び復興に当たっては、住民の参画を図りながら、公共施設の計画的な復旧を行うとともに、被災者の生活再建、地域経済の復興等



に関する計画を策定するよう努めるものとする。

2 県及び市町は、被災者の意向も踏まえながら、国その他の関係機関と連携し、前項の計画に定めた復旧及び復興対策を円滑に実施するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## (5) 過去の主な災害等

西暦	和暦	月日	災害名	死者	備考
1945	昭和 20	9 月 17 日	枕崎台風	2,012 人	
1946	昭和 21	12 月 21 日	南海地震	-	
1951	昭和 26	10 月 14 日	ルース台風	166 人	
1967	昭和 42	7 月 8 日	豪雨災害	159 人	被害は主に土砂災害による
1972	昭和 47	7 月 11 日	豪雨災害(県北)	39 人	
1978	昭和 53	6 月 1 日	江田島山林火災	-	
1983	昭和 58	7 月 20~23 日	豪雨(県北)	-	
1988	昭和 63	7 月 20~21 日	県北西部豪雨災害	14 人	被害は主に土砂災害による
1991	平成 3	9 月 27 日	台風第 19 号	6 人	
1993	平成 5	7 月 27 日	台風第 5 号	-	
1999	平成 11	6 月 29 日	6.29 広島土砂災害	32 人	
2000	平成 12	10 月 6 日	鳥取県西部地震	-	
2001	平成 13	3 月 24 日	平成 13 年芸予地震	1 人	
2004	平成 16	8 月 30~31 日	台風第 16 号	-	
2004	平成 16	9 月 7 日	台風第 18 号	5 人	
2010	平成 22	2 月 28 日	チリ中部沿岸の地震	-	
2010	平成 22	7 月 11~16 日	平成 22 年 7 月豪雨災害	5 人	被害は主に土砂災害による
2014	平成 26	8 月 20 日	平成 26 年 8 月豪雨災害	77 人	被害は主に土砂災害による
2018	平成 30	7 月 5~8 日	平成 30 年 7 月豪雨災害	154 人	被害は主に土砂災害による

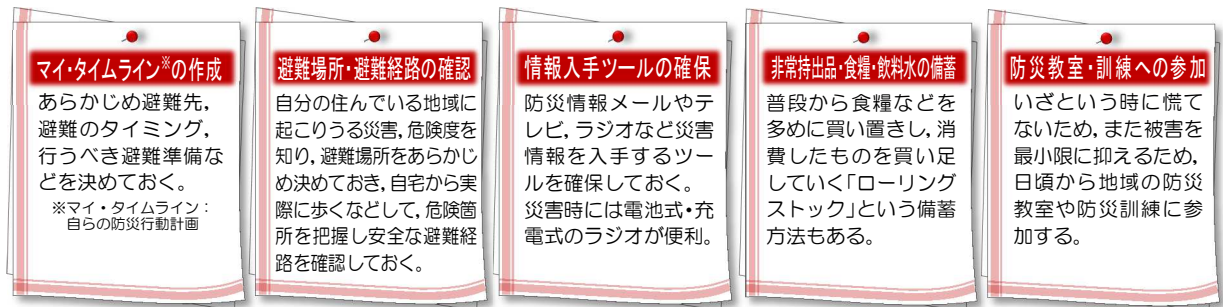
資料) 県防災Web から抜粋し加工

(※) 死者数には行方不明、災害関連死を含む。

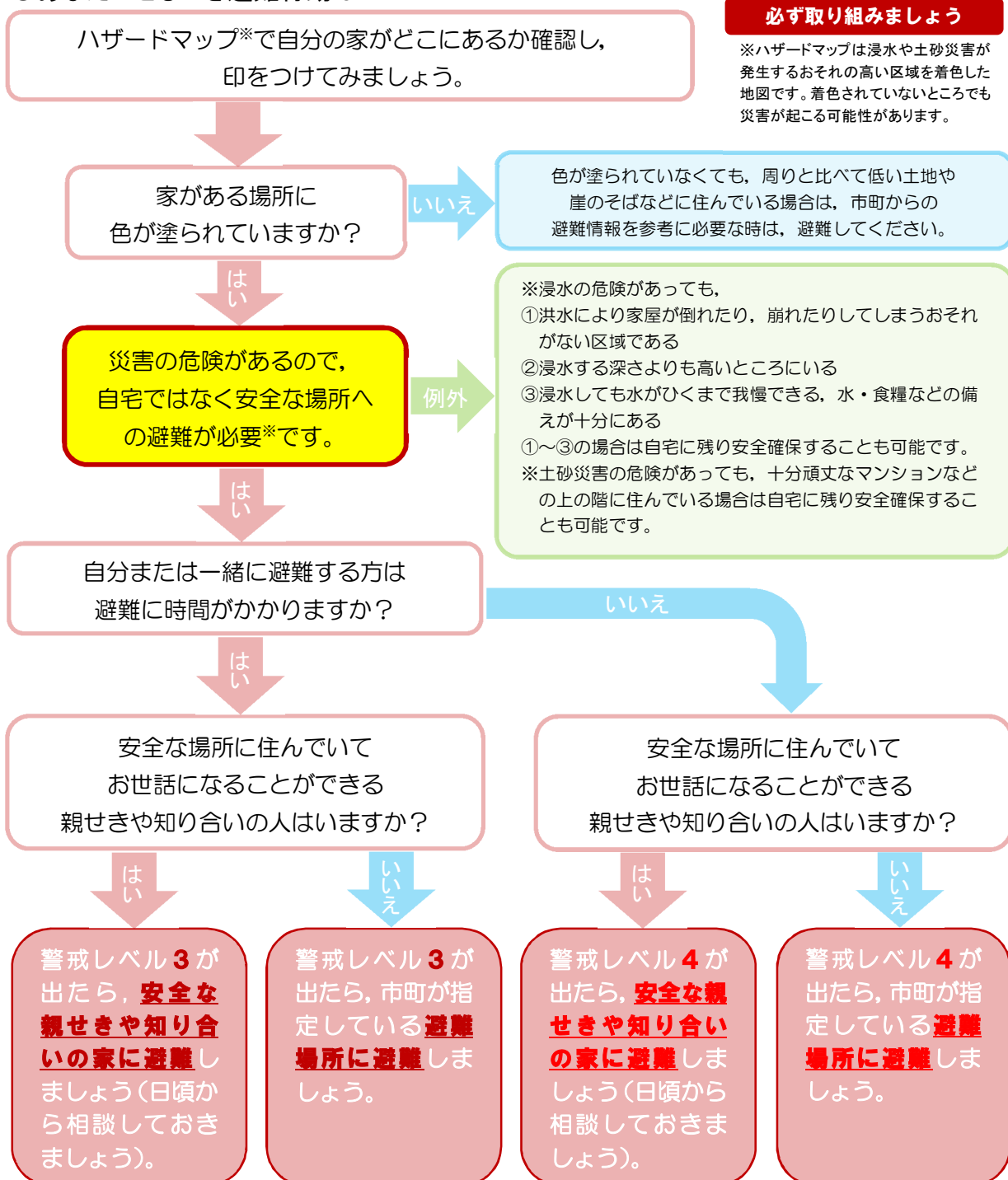
## (6) 避難行動判定フロー

### 風水害編

#### ●事前の準備



#### ●あなたがとるべき避難行動は？



●事前の準備

<p><b>避難場所・避難経路の確認</b></p> <p>避難場所をあらかじめ決めておき、自宅から実際に歩くなどして、危険箇所を把握し安全な避難経路を確認しておく。</p>	<p><b>家具等の固定</b></p> <p>家具はネジや金具などで動かないようしっかりと固定したり、つり型電灯にはワイヤー、ガラスには飛散防止フィルムを貼ったりする。</p>	<p><b>情報入手ツールの確保</b></p> <p>防災情報メールやテレビ、ラジオなど災害情報を入力するツールを確保しておく。災害時には電池式・充電式のラジオが便利。</p>	<p><b>非常持出品・食糧・飲料水の備蓄</b></p> <p>普段から食糧などを多めに買い置きし、消費したものを買い足していく「ローリングストック」という備蓄方法もある。</p>	<p><b>防災教室・訓練への参加</b></p> <p>いざという時に慌てないため、また被害を最小限に抑えるため、日頃から地域の防災教室や防災訓練に参加する。</p>	<p><b>家族での話し合い</b></p> <p>いざという時の安否確認の連絡方法や、集合場所などを家族で話し合っておく。</p>
---	---	---	---	--	--

●あなたがとるべき避難行動は？

**【揺れを感じたとき】**

- 身の安全を最優先に行動する



**地震発生**

**【揺れがおさまったら】**

- 慌てずに火の始末・出口を確保しておく
- ガラスなどを踏んで怪我をしないために靴を履く

現在の状況を確認します。

**正しい情報を得る**

デマにまどわされないよう、ラジオやテレビ、消防署や行政のサイトで正しい情報を入力します。停電時には電池式や充電式のラジオが便利です。

火災の危険性や、(海や川の近くにいるなどで) 津波の危険性  
はありますか？

**避難場所に避難**  
しましょう。

※避難場所は、地震や津波などの災害から一時的に避難する場所で、各市町が指定しています。ホームページなどで事前に確認しておきましょう。

家の被害（これから被害が出る可能性も含む。）はありますか？

食料・飲料水・トイレなど十分な備えはありますか？

**避難所に避難**しましょう。

※避難所は、災害時に自宅が全壊・半壊した場合や、電気・水・ガス等が使用できない場合に、一定期間生活するための場所で、各市町が指定しています。ホームページなどで事前に確認しておきましょう。

**在宅避難**をしましょう。

※自宅以外の会社や学校で安全が確認された場合は、無理に帰宅せず、その場にとどまり様子を見ましょう。

- 避難するとき
- ・ブレーカーを落とす
  - ・ガスの元栓を閉める

- 家にいるとき
- ・ライフラインの代替品を備える
  - ・排水設備の破損がないか確認

## (7) 広島県の防災情報

広島県では、県民の皆様に災害に備えて防災・減災に関する情報を収集してもらえよう、ホームページを通じて様々な情報コンテンツを提供しています。ここでは、その中の一部をご紹介します。

### ①広島県「みんなで減災」はじめての一步

災害や防災・減災に関する様々な情報が集約されている、広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動のサイトです。

- <https://www.gensai.pref.hiroshima.jp/>



### 【避難所・避難場所検索】

お住まいの地域の避難所・避難場所がどこか確認することができます。

- <https://www.gensai.pref.hiroshima.jp/search/>



## ②広島県防災情報メール通知サービス

避難情報の発令状況、津波、気象注意報・警報、土砂災害や洪水の危険度情報など、命を守る行動をとるために必要な情報をリアルタイムでメール配信します。

- <https://www.gensai.pref.hiroshima.jp/lp/>

## ③ひろしまマイ・タイムライン

避難に備えた行動を一人一人があらかじめ決めた、オリジナルの防災行動計画が、マイ・タイムラインです。ここではマイ・タイムラインの作り方を学習し、実際に作成することができます。作成したマイ・タイムラインシートは保存すればいつでもパソコンやスマートフォンなどの端末で確認することができます。

- <https://www.gensai.pref.hiroshima.jp/mytimeline/>

#### ④広島県防災 Web

広島県の防災や災害時のための情報ポータルサイトです。

- <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/index.html>?

The image shows a screenshot of the Hiroshima Prefecture Disaster Relief Website. The page features a red header with the logo and navigation menu. A secondary row of buttons includes links to various portals like '土石災害ポータル' and '洪水ポータル'. Below this, there are sections for '緊急ニュース' (Emergency News) and 'お知らせ' (Notice), with a list of recent news items. A '災害・防災情報' (Disaster/Disaster Relief Information) section is highlighted with a callout. At the bottom, there is a map of Hiroshima Prefecture with a callout pointing to a specific area.

Callouts on the page:

- 避難情報・避難所情報はこちら
- 雨量・水位・潮位などの観測情報はこちら
- 県内市町のハザードマップのリンク
- 災害・防災情報をチェック!

## (8) 用語の説明

用語	解説
自主防災組織	地域住民が自主的に連帯して、防災活動を行う組織のこと。具体的には、平常時は防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給水給食などの活動を行います。
ハザードマップ	自然災害(地震・津波・洪水・土砂災害等)による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被害想定区域や避難場所などを表示した地図。
マイ・タイムライン	台風や豪雨などによる災害に備えて、一人一人があらかじめ作成する防災行動計画。家族構成や生活環境に合わせて、時系列でいつ、誰が、何をするかを決めておくもの。
指定緊急避難場所	切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所。市町村により、災害の種類に応じた指定が行われます。
土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険性がさらに高まった時に、市町長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報であり、広島県と広島地方気象台が共同で発表します。
土砂災害危険度情報	土砂災害警戒情報の内容を補足する情報であり、地域の詳細な「土砂災害発生の危険度」を情報提供しています。
警戒レベルを用いた防災情報	災害発生の危険度と、とるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報。令和元年6月より、災害発生の危険度と住民の方々がとるべき行動を5段階の「警戒レベル」を用いて伝えることとしています。
警戒レベル1 早期注意情報	災害発生の危険性はまだ低い段階ですが、気象庁から警戒レベル1「早期注意情報」が発表された場合には最新の防災気象情報などに留意するなど、災害への心構えを高めてください。
警戒レベル2 大雨注意報・洪水注意報等	気象庁から警戒レベル2「大雨注意報」や「洪水注意報」が発表され、災害発生に対する注意が高まってきた段階です。 ハザードマップで災害の危険性のある区域や避難場所、避難経路、避難のタイミングの再確認など、避難に備え、自らの避難行動を確認しておきましょう。
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始情報	市町村から警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始情報」が発令された段階です。避難に時間がかかる高齢の方や障がいのある方、避難を支援する方などは危険な場所から安全な場所へ避難しましょう。また、土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いにお住まいの方も、準備が整い次第、この段階で避難することが強く望まれます。また、それ以外の方もいつでも避難できるように準備をしましょう。
警戒レベル4 避難勧告・避難指示(緊急)	市町村から警戒レベル4「避難勧告」や「避難指示(緊急)」が発令された段階です。対象地域の方は全員速やかに危険な場所から避難してください。災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急避難を行ってください。 また、避難指示(緊急)は必ずしも発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急的に、または重ねて避難を促す場合に発令されるものですので、避難勧告が発令され次第、危険な場所から避難をしてください。



用語	解説
警戒レベル5 災害発生情報	市町村から警戒レベル5「災害発生情報」が発令された段階です。すでに災害が発生している状況ですので、命を守る最善の行動をとってください。警戒レベル5になってからでは、安全な避難が難しい場合があります。地域の皆様で声をかけ合って、また、空振りをおそれずに、レベル3、レベル4の段階で安全・確実に危険な場所から避難を終わらしましょう。
防災情報メール	気象予警報や雨量等の情報を登録者にメールで知らせるもの。県や市町などが運用する防災情報メールがあり、市町などのメールについては、避難指示等の避難情報が入手できるものもあります。
テレビのデータ放送	テレビのリモコンのdボタンを押すだけで、雨量・水位などの観測データや気象予警報、土砂災害警戒情報などの情報を見たいときにいつでも見ることができるサービス。
立ち退き避難	自宅等から避難場所や安全な場所へ移動する避難行動。水平避難と同意。
在宅避難	川の近くや低い土地、斜面といった危険な場所にはないマンションなど頑丈な建物で、高い階に住んでいる人は、自宅で避難生活をする事。
水平避難	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に避難すること。
屋内安全確保	屋内での待避等の安全確保措置のこと。建物の上階等の建物内に留まり、安全を確保する避難行動。
垂直避難	切迫した状況において、建物の上階に避難すること。「屋内安全確保」の一つ。
分散避難	新型コロナウイルス感染症が広がるリスクを下げることを目的として、避難所への避難以外にも、親戚・知人宅、ホテル、在宅避難、車中泊などさまざまな避難先に、地域の人たちが分散して避難すること。
土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、基礎調査を行い、土砂災害の自然現象(土石流、がけ崩れ、地すべり)の種類に応じた区域の指定をします。基礎調査とは、県が土砂災害警戒区域等指定のため、土砂災害が発生した場合に住民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある区域の地形、地質、土地利用状況などについて調査をします。基礎調査結果は市町長へ通知し、公表するとともに、市町長の意見を聴いたあと、土砂災害警戒区域等を指定します。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、災害情報の伝達や避難が早くできるように、警戒避難体制を特に整備すべき区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。
テレビのL字放送	災害時などに、通常放送の画面を小さくして、テレビ画面にアルファベットのLの字の形で文字情報を流す画像手法。
緊急速報メール	携帯電話会社が気象庁から発信される「緊急地震速報」、「津波警報」や市町から必要に応じ配信される避難情報等を携帯電話に一斉に送信するシステム。
避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動行動計画  
(第2期)

まずはあなたから。あなたの避難がみんなの命を救う！

広島県 危機管理監 みんなで減災推進課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電 話 082-513-2781

F A X 082-227-2122